

行政常任委員会

令和元年6月18日（火）

午前10時00分開 会

○三鬼（孝）委員長 皆さん、おはようございます。一般質問で大変お疲れのところ、行政常任委員会ということで御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

きょうの行政常任委員会におきましては、3日間とっておりますけれども、審議の状況を見ながら、きょうで終わるのか、あした昼まで終わるのか、その辺のところ、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、市長のほうから御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本委員会に附託されております議案につきましては、議案第35号、尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についての計6議案であります。それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長 それでは、議運の決定といえますか、申し合わせ事項によりまして、市長と副市長は退席をいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、財政課から環境までですか、の審議をしていただきます。

それでは、最初に財政課の議案第35号と議案第40号の御説明を求めます。

○岩本財政課長 財政課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案書の1ページをごらんください。

議案第35号、尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について御説明申し上げます。

次のページの条例案をごらんください。

本基金につきましては、第1条にありますとおり、次世代に豊かな森林を引き継

ぐことを目指し、森林整備やその促進に要する経費の財源に充てるために設置するものでございます。平成31年4月に施行されました森林経営管理法を踏まえ、森林の公的な管理を初めとする森林整備の財源に充当するために創設された森林環境税が、一定の基準のもと市町村及び都道府県に譲与されることに伴い、その定められた使途に基づいて実施する各種事業に要する経費の財源として積み立て、適正に管理、執行するために設置するものでございます。

第2条では、基金への積立金は、森林環境譲与税のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額とするとしております。

今回の補正予算におきましては、譲与税として歳入される1,338万円のうち、本年度に執行する事業費75万9,000円を除いた1,262万1,000円を積み立てるものとしております。

第3条、管理、第4条、運用益金の処理、第5条、繰替運用、第6条、処分、第7条、委任の各条項につきましては、他の基金条例同様、基金の適正な管理、処分等のために規定をしているものでございます。

議案第35号の説明は、以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

ただいま財政課長のほうから議案35号の御説明がありましたけれども、これに御質疑ある方、御発言願います。

○野田委員　譲与税基金の設置、管理に関する処分の条例なんですけれども、設置1の第1条の文言なんですけれども、ちょっと細かいことを聞くんですけど、この文言は、何か国のほうのそういう目的という部分を兼ね備えた文言にしているのか、どういう形で作られたのかなというところ、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○岩本財政課長　もちろん、国の譲与税を使ってどういうことを行うかという目的に沿った形で他の市町村の条例も参考にしながら作成したものでございます。

○野田委員　国の衆議院の法律の議案なんかの文言を見ますと、森林の有する公益的機能の維持増進を目指しというようなことが書いてあったもので、それからすると、次世代に豊かな森林を引き継ぐことということは同じようなことかなと思うんですけども、国のそういう指針というものがある限りは、それに沿った形の目的というものが上げるべきじゃないのかというふうに考えますけど、いかがですか。

○岩本財政課長　おっしゃることはよくわかりますけれども、そこまで詳しく書

くんじゃなくて、ポイントだけをまとめさせていただいた形で書いておりますので、御理解願いたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○小川委員 参考までにお聞かせ願いたいんですけど、お金というか、これは各市町、どういった基準で、森林の大きさとかあると思うんですけど、それ、どんな基準で振り分けられるんでしょうか、ちょっと教えていただけませんか。後からでもええで。

○岩本財政課長 市町村分の配分といたしましては、市有林の人工林面積で50%分、それから、林業従業者数で20%分、それから、市町村の人口のほうで30%分という形で按分されるということになっております。

○小川委員 わかりました。いいです。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 基本的なところをお聞きますけど、野田委員が質疑されていましたが、5年間は徴収がないんですって。これは、徴収が始まるのはいつからで、どういう形になるのかというの、均等割だと思いますけど、その辺、市民の方への周知という意味でも教えてもらえませんか。

○岩本財政課長 実際に徴収が始まるのは令和6年度から、それまでの間は国が借り入れを行って各自治体に配分するという形になっております。

○奥田委員 令和6年度から徴収が始まるということですけど、それは、均等割という形ですかね。幾らなのかということ、確認のため。

○岩本財政課長 各家庭1,000円ずつということになります。

○奥田委員 その辺のところを、1,000円、また県の森林環境税もありましたけれども、また、1,000円、均等割、市民の負担がふえるということなので、その辺のところを早目に周知徹底していただきたいというふうに思うわけですけど。

それと、一旦、70万ぐらいですか、今回使うのが、交付されて。それで、あと1,200万ちょっと基金に積み立てるわけなんですけど、今後、こういう形で、今年度もどんどん基金から取り崩して使っていくということなんでしょう。今年度はどんな形なんですか。

○岩本財政課長 今年度の事業計画というのは、75万9,000円以外のものは財政課としては聞いてはいないんですけども、水産農林課のほうで今後事業計画を立てて、それに従って基金のほうから取り崩しを行うなり、その当該年度の譲与税を活用して、あわせて事業を行っていくという形になると思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案35号の審査を終わります。

続きまして、議案40号の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についての御説明を願います。

○岩本財政課長 それでは、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について、補正予算書及び財政課資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

まず、前段の部分でございますけれども、これにつきましては、元号を定める政令の施行に伴う予算の読みかえ規定を記載しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第1条第1項でございますが、今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,089万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億2,588万1,000円とするものでございます。

続きまして、第2項の第1表歳入歳出予算補正の内容のうち、財政課に係る補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は2,319万3,000円を追加し、計1億5,084万2,000円とするものでございます。

まず、財産管理経費289万6,000円の増額は、現在の厳しい財政状況に鑑み、未活用となっております普通財産2件について売却を進めるために必要な登記手数料として206万円のうち201万6,775円、不動産鑑定手数料として83万6,000円を計上しております。なお、登記手数料206万円のうち4万3,219円につきましては、倉ノ谷にあります100円均一ショップの西側に三重県の所有する土地があるんですけれども、その土地の中に旧尾鷲町名義の建物の登記だけが残っているということで、三重県のほうから建物の滅失登記をしてほしいというお話がございましたので、今回、その滅失登記に係る登記手数料として、先ほど言いました4万3,219円を合わせて計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、財政課資料の1ページをごらんください。

今回、売却を進めさせていただきます普通財産につきましては、まず、セギノ山にあります旧第三保育園敷地でございますが、所在地が南浦セギノ山373-12、地目が宅地、地積が1,111.52平方メートルでございます。

下に位置図と外観写真をつけてございますので、参考にごらんいただければと思います。

次のページをごらんください。

次に、旧第四保育園敷地につきましては、所在地が古戸町参礼殿424-1及び424-2、地目が宅地、地積が1,127平方メートルでございます。

同様に、下に位置図、写真を添付してありますので、参考にごらんください。

いずれも建物が現存しておりますけれども、売却に当たりましては、建物及び遊具等の附帯設備の撤去費用を積算いたしまして、その額を控除した額を売却予定価格としたいと考えております。

次のページをごらんください。

売却までのスケジュール案でございますけれども、予算をお認めいただければ、本年11月末を目途に対象地2件の測量、登記、不動産鑑定を行いまして、12月定例会において財産売払収入として売却見込額を補正予算に計上させていただきたいと考えております。

その後、翌1月に市のホームページ、広報等において売却の公告を行いまして、本年度内に売却できるように進めたいと考えております。

それでは、補正予算書の10、11ページにお戻りください。

次に、基金積立金2,029万7,000円につきましては、今回の補正予算編成に伴う財政調整基金積立金767万6,000円、及び森林環境譲与税基金積立金は、今回歳入される森林環境譲与税のうち、事業費として充当する部分を除いた1,262万1,000円を基金に積み立てるものでございます。これにつきましては、今後担当課である水産農林課のほうで計画される森林環境整備等の関連事業に充当していく予定でございます。

最後に、財政課資料4ページをごらんください。

今回の補正予算に伴う基金残高見込みでございますが、財政調整基金につきましては、今回767万6,000円を積み立てることにより、補正後の残高は3億717万8,000円となります。

また、森林環境譲与税基金に新規に1,262万1,000円を積み立てることに

より、基金総額といたしましては13億4,391万7,000円となる見込みでございます。

補正予算に係る説明は、以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

議案第40号の説明が終わりましたけれども、御質疑ある方、御発言願いたいと思います。

○野田委員　ちょっと聞き漏らしてしまったのかもわかりません。売却予定価格を決定するというのは、不動産鑑定士等の値段、価格が出てきたときに決定するということでよろしいんですか。

○岩本財政課長　そのとおりでございます。

○野田委員　そして、もう一点は、資料3になるんですか、売却の第三と第四の保育園の売却予定のところの売却までのスケジュール案というところの3ページのところなんですけれども、令和2年3月上旬入札執行ってなっているんですが、入札方式はどのような形でやられるんですか。一般競争入札でよろしい。

○岩本財政課長　入札方式は、一般競争入札で行う予定です。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○楠委員　先ほどの説明で、保育園の処分のところなんですけど、行政財産から普通財産にはいつ変わっているんでしょうか。

○岩本財政課長　平成14年に、行政財産から普通財産に変わっているということです。

○仲委員　資料の3ページの売却までのスケジュールなんですけど、最終的に令和2年の3月上旬入札ということは、令和2年度の予算の収入として上げにくいということになりますので、せっきく売却で財源を予定するという意味では、令和2年度の財源に使えるようなスケジュールの短縮はできなかったんでしょうか。

○岩本財政課長　できるだけスケジュールを短くして、今年度の収入として見込みたいということで考えてはおったんですけれども、2件の測量、登記等にある程度の時間がかかると、あと、公告期間についてもおよそ1カ月半を予定しておりますので、どうしても年度末になってしまうということになっています。

○仲委員　理由はよくわかりましたんですけど、例えば、測量、登記については時間がかかるというのはいたし方ないという部分はあると思うんですけど、不動産鑑定を並行して早目に頼んでおくということであれば、12月に公告できれば1月に入札ができると。予算を組む段階で財源としては確定していないわけですけど、

少なくとも1月末までに売却ができれば、何とか収入として充てられるんじゃないかということで、そこら辺が検討できればなというふうな感じはしています。

以上。

- 三鬼（和）委員　　今、仲委員の質問にどうこうってあれなんですけど、これの売却する費用というのか、それは次年度の予算編成するとき、国の売却の分がなけりゃ予算を組めないんですか。
- 岩本財政課長　　済みません、まだ実際に予算要求とかがあって予算編成をしているわけではございませんので、この費用がなければできないということではないんですけれども。
- 三鬼（和）委員　　そういうことで、入札執行のとき、価格が出れば一度議会には知らせてはくれる、入札の関係があるからどうかなと思うんですけど、その執行権の範疇の中で、入札については、例えば、最低価格を決めるのか、それか、業者、例えば1業者でも落札するのかどうかということ踏まえて、その辺のお考えはどうなんですか。今、言いましたように、予算の足しにするというぐらいの議論が出ておるぐらいですから、少しでも高く売れるのに越したことはないということがあるのと、例えば、第四保育園なんかだったら、尾鷲市、仮に津波想定した段階で行くと、高台というのは、もうここか小原野ぐらいのしかないような形で、長期的な宿舎を建てる場所としても、活用が考えられるときにはできるわけなんですけど、それを引いてでも、今回、財政の足しにするということをしておるもので、ちょっとでも高く売れるというのが前提じゃなかったら、あの利便性があって手放すというのではだめだと思うんですけど、その辺はどうなんですか。
- 岩本財政課長　　もちろん、不動産鑑定で出された価格が最低価格、それ以上でないと落札はできないという形で進めたいというふうに思っています。例えば1社であっても、最低売却価格を超えていないと契約はできないという形です。
- 三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。
- 高村委員　　第三保育園なんかの、津波が来る場所と言われておるんやもんで、市内でも、港町なんか、価格はぐうっと下がっておるさね。それで売るとなると、市の取り分というか、売り上げが期待できんじゃないかと思うんさ。それでも売るといいますか。
- 岩本財政課長　　予算を計上させていただくに当たって、ある程度概算ですけれども売却価格を算定しています。それで、今、言われたように、値段は不動産鑑定を待たないとわかりませんが、歳入のほうがある程度見込めるという中で売

却を検討したということでございます。

○高村委員 不動産鑑定の前に自分らで今の尾鷲の状況を考えて、わしらの耳に入ってくるときは、坪1万とは、3万で売れたらええという。それで、広い土地でしょう。そんな土地は、素人のわしらから見ても、思ったより上がらんとするんさね。

あなた、それなら、手取り幾らぐらいに見ておるんですか。

(「手取り」と呼ぶ者あり)

○高村委員 ほんまに、それを言いたなってくるわい。

○三鬼(孝)委員長 財政課長、答弁できる。

○岩本財政課長 ええですかね。

○三鬼(孝)委員長 よろしい。

○奥田委員 資料3ページのところで、令和元年7月上旬から9月下旬にかけて、測量、登記ってなっているんですけど、測量、境界確定の測量というのは、第三も第四の両保育園もできていないということなんですね。これからやる。

○岩本財政課長 確定測量については現在できておりませんので、今からやっていくということです。

○奥田委員 ちなみに、測量費というのはどこへ入っておるんですか。登記手数料へ入っておるんですかね。

ちなみに、第三と第四、幾らぐらい見ているのか、ちなみに教えてもらえませんか。

○岩本財政課長 まず、第三保育園敷地の測量が68万6,000円ほどあります。

次に、第四保育園のほうが133万ほどでございます。

○奥田委員 それ、両方足すともう200万超えてしまいますけど、登記手数料というのは、そんなにかからないということなんですか、残り。今のを足すと、68万6,000円と133万足すと、もう201万円になってしまうじゃないですか。そうすると。

○岩本財政課長 今のは、測量、登記込みの。そこを分けては見積もりとしてはしていないんですけれども。

○奥田委員 測量だけというのはわからないですか、大体。

○岩本財政課長 今、そこまでの資料がございませんもので、済みません。もしあれやったら、後で示させてもらいますけど。

○三鬼(孝)委員長 それでよろしい。

他にございますか。

○野田委員 済みません、ちょっと聞き忘れたもので。

よく頑張った形で、スピーディー感があったなど評価しているんですけども、この分についての、先ほどの入札によってということで、売却予定価格ということ基準にしてって言われたんですけども、課長のほうでは、その場所の売買事例等のそういうものも入れて売買価格というのを決定されるのか、市場取引ですね。そこら辺はどのように考えているのか。それをその契約の中に盛り込むのかという部分はどうなんですかね。契約というか、その売る条件として盛り込むということは、あり得るんですか。

○岩本財政課長 売買事例とかということを含めて不動産鑑定で鑑定していただくという形ですので、こちらのほうでそういった事例等の情報は持っておりませんもので、あくまでも不動産鑑定において公示価格とか路線価格、近隣の売却価格等を勘案した中で不動産の鑑定をしていただくということになります。

○野田委員 不動産鑑定士というのは、売買、市場性の売買事例というのは余り参考にしていないと思うんですよ、基本的には。

(「いやいや、そんなことない」と呼ぶ者あり)

○野田委員 いやいや、その分は、尾鷲の市場価格なんていうのは、買い値と売り値の差が大きく乖離している部分がありますから、そこら辺も十分検討する余地があるのかなというふうに思うんですけども。

○三鬼(孝)委員長 答弁。

○岩本財政課長 取引事例が参考にならんということなんですけれども……。じゃないですか。

○野田委員 不動産鑑定士は、市場性のその取引事例というものを参考にしていいのかという部分を確認したいんですけども。公示価格とか路線価とか、そういう分は出てきますけれども。

○岩本財政課長 不動産鑑定士さんは、もちろん売却価格、取引事例を参考に鑑定していただくという予定です。

○野田委員 最後の一つ。

今後もそういう市有財産の売却、今回、令和2年の3月までということで、二つの物件は、検討というか、売却するテーブルに上がっているんですけども、ほかの分については、今後財政課のほうも検討していると思うんですけども、そういう情報の公開という部分は、また委員会のほうにさせていただけるんですか。

○岩本財政課長　　本会議で御質疑もいただいたんですけれども、他の市有物件についても、今、並行して売却可能な物件について精査している段階でございますので、それがまとまり次第、事前に議会のほうに示させていただき、相談させていただきたいと思っております。

○野田委員　　ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長　　他にございませんか。

○奥田委員　　今の関連なんですけど、私も、市有財産というのは財産なので、置いておいたほうがいいという気もあるんですけど、有効活用できるなら、僕、売却してもいいと思うんですけど、それ、これまででも、ほかの議員の皆さんも早く売ったらどうかという話、結構出ていましたよね。3月の議会のときでも、何かこれから考えますみたいな話で終わっていたと思いません。そうじゃなかったですかね。どう。そう記憶しているんですけど。

そういう中で、今回こういうのが、第三保育園、第四保育園のも売却しますってぼんって出てきたんですけど、それはそれで構わないんですけど、これまで、いや、これから検討します、これから検討しますって言いながら突然こういうのがぼんと出てくると、全体の計画はどうなっているんだというような思いが非常にするんですよ。尾鷲市役所って行き当たりばったりですか、やることです。その辺のところ、計画性をきちっと示さないと、野田委員みたいな質問が、当然、僕らも持ちますよ、そういう疑問をね。いかがなんですか。全体の計画を示した上での、やるならわかるんですけど。財政課長、どう考えても、これが今の加藤市政のやり方なんですか。こういうのが多いですよ。

○岩本財政課長　　今、おっしゃったことは重く受けとめさせていただきます。

済みません、今の段階で全体計画ができておりませんもので、ただ、財政的に財源が厳しいという中で、今回も2件を急ぎ予算計上させていただいたという経緯がございます、その辺で御理解をお願いしたいと思います。

○奥田委員　　御理解はしますけど、御理解というか。でも、第四保育園をつくるときだって、もう何年も前に、僕、下村総務課長が福祉保健課長のときも、あの後どうするんやという話で、売却の予定ですという話を聞いた覚えがあるんですよ。もう何年も前にそういう話をしているわけで。だから、計画をきちっと立てるべきですよ、全体の。そんなにかからないでしょう、そんな時間。どうなんですか。やっていることが、どうなっているのかな、行き当たりばったりでやっておらへんのですか。

それと、さっきの森林、ついでに言わせてもらおう。これ、財政課長に言うてええものなのかわかりませんが、森林環境譲与税なんて新しいものでしょう。新しい税が創設されるということですから、きちっと市民に周知する意味でも、僕はいきなりこういう議会に基金を設置するんですと言うて、こういう1,300万ぐらいの国から交付が今回あるんですなんて、こういう定例会に出してくる前に、こういう行政常任委員会を開いてもらって、こういう方向だという、市有財産の売却にしても、こういう計画ですというのを本来示すべきじゃないですか。余りにも僕は議会が軽視されているような気がしてならんのですけどね。ほかの議員さん、どう思われているかわからないけれども。もう議会軽視じゃないですかね、僕は。と僕は思うんですけど。いかがですかね。そう思いませんか、課長。こんなのでいいんですかね、こんなやり方。これからもずっとやっていくんですか、こういうやり方を。

○岩本財政課長　議会軽視をした……。結果的にそう思われることはあれですけども、私としてはそういうつもりはございませんけれども、もちろん今後、そういった計画については、事前に議会のほうに示した上で進めさせていただきたいというふうに思います。

○村田委員　今、課長のほうから、今後計画的に示していきたい、議会に示していきたいということあったんですけども、私、逆らうんじゃないんですけど、何でもかんでも計画を公表すればいいということじゃないと思うんですよね。その案件、その議案に対して、いろいろな執行部の内部でのやりとりというものがあると思うので、その辺を十分加味をしてやらないと、何でもかんでも議会軽視で出せ出せと言っただけでは、執行部としても非常にやりにくいかなという感じはありますので、その辺のところは、市長も初め、課長連中ときちっとすみ分けをして、公表すべきはするということやっていただかないと、全てのものということでは私はどうなのかなと思いますので、委員長、その辺のところを執行部に申し上げていただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　市有財産の売却については、相手が、買い手のほうが希望があるのかなかというような問題もありますので大変難しい問題があると思いますけれども、市有財産、売れる可能性があるという限定のもとで、計画があったら年次計画で出していただくように、よろしく願いをいたしたいと思います。

それと、12月に売却見込額の予算計上があるんですけども、予算計上してあれですか、執行が3月上旬ということですけども、その辺のところは、どんなのですか。予算を計上するでしょう。それで、予算が上がっているで、それ以下だっ

ただだめでしょうけれども、1円でも上がったら落札できるというような可能性がありますから、この辺の兼ね合いが、どんなのかなと思ひまして。

○岩本財政課長　　もちろん、早く入札ができて、3月の補正で確定額として計上できるのが一番いいというふうには思っておりますけれども、それが間に合わなかった場合は、議会のほうに御連絡をさせていただいて、最終の補正予算で確定額を計上したいというふうには今は思っております。

○三鬼（孝）委員長　　わかりました。
他によろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　その他は、よろしいね。
ないようでございますので、財政課の審査を終わります。御苦労さまでした。
暫時休憩します。

（休憩　午前10時37分）

（再開　午前10時40分）

○三鬼（孝）委員長　　委員会を再開いたします。
それでは、税務課ですけれども、議案の36号、37号、38号、関連しておりますので一括して御説明願います。

○吉澤税務課長　　それでは、議案第36号、尾鷲市市税条例の一部を改正する条例、議案第37号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第38号、尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

委員会資料のほうで概要説明をさせていただきます。

委員会資料、1ページをごらんください。

1、議案番号、2、題名については、記載のとおりであります。

3、目的、理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次の4、主な改正点の概要をごらんください。

この表は、今回の条例改正について主なものを抜粋し概要を示した表であります。左から整理番号、改正項目、改正理由、内容、影響ある税目等を整理してあらわしております。

整理番号1をごらんください。

改正項目1、単身児童扶養者の非課税措置につきましては、子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親について個人市民税を非課税とする措置を講ずるもので、平成33年度の個人市民税から適用されることとなりました。

具体的には、婚姻によらないで生まれた子を持つシングルマザーなど、ひとり親に対する税制上の対応について、児童扶養手当の支給関係から判断し、従前からある非課税判定の寡婦と同じ扱いをすることとなりました。

改正による税収への影響額についてですが、現在のところ、本市においては9名ほど支給対象者がいるとのこととあります。具体的な金額については、一定の金額は減収となる見込みではありますが、もともと別の基準で非課税の対象になっているパターンの方もおられますので、減収額はさほど大きい金額でないと見込んでおります。

次の、整理番号2、日本赤十字社の軽自動車等の環境性能割の非課税につきましては、内容欄のとおり、日本赤十字社の購入する車両のうち、その事業に要するものについては、公益的な観点から環境性能割を非課税とする内容であります。

次の整理番号3、軽自動車税環境性能割の税率等の臨時的軽減措置につきましては、消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化対策として1年間に限り実施されるもので、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車の環境性能割について、税率を1%軽減する内容であります。

軽自動車税環境性能割の本年度、令和元年度の本市の当初予算額は、県の指導により過去の登録台数等から概算で30万7,000円、現在見込んでおります。

1%軽減に伴う実際の影響額については、初年度でもあり税収事態の把握が難しいところから、実際の納付状況によっては補正減等の対応が必要となるかもしれません。ただし、軽減による減収額は、全額国費で補填されることとなっております。

次の整理番号4、軽自動車税種別割における軽課見直しについては、燃費性能や排出ガス基準など、環境性能に着目した軽自動車税環境性能割がこのたび新設されることから、従前からあった種別割の軽自動車税のクリーン化特例などの適用対象について、特に環境性能に特化した電気自動車等のみに限定するなど、環境性能に関する税のインセンティブの調整をするものであります。

次のページをごらんください。

次の5、半島振興法、過疎法関連での固定資産税の特例措置につきましては、半

島振興法や過疎法にて規定される一定の固定資産については税率の軽減や免除など特例措置が受けられますが、その特例措置を令和3年3月31日まで期間延長する内容であります。

税込への影響額については、本年度、令和元年度の賦課では、特例措置の対象となっているものはありません。

特例対象の案件、事案がございましたら、当然、特例措置により税込、固定資産税の税込は減少することとなりますが、減収分は交付税措置されることとなっております。

次の6をごらんください。

その他の改正内容は、上位法令等の改正に伴う語句の修正、条文の番号の整理のための改正などあります。

以上が議案の説明であります。御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

税務課に関する議案36号、37号、38号の説明が税務課長からありました。

これに何か御質疑ございましたら、御発言願います。

○三鬼（和）委員 先ほどの説明では、5番の半島振興法の部分が税込について、本市の税込についても具体的な説明があったんですけど、1番から4番の部分でこういった変更になって、これらに係る税込というのはどれぐらい見込んでおられるんですか。算定はできないんですか、これは。いかがです。

○吉澤税務課長 1番の単身児童扶養者の非課税措置、これについては、平成33年度分からの賦課が対象であります。

先ほど申し上げたとおりシングルマザー等ということで、現在9名ほど該当する方がおられます。

ただ、先ほども申し上げたんですけども、もともとの基準で非課税になっている方とかもおりますので、さほど影響はないんじゃないのかなと考えております。

2番の日本赤十字社の軽自動車税の環境性能割の非課税については、現在のところ、本市におきまして日赤の登録自体がありませんもので、恐らくかげんで軽減するようなことはないということを理解しております。

3番の環境性能割の実績等の臨時的軽減措置については、10月1日からの50万以上の取引にかかるわけなんですけれども、最大2%で、1%とか非課税の区分とかあるんですけども、それがそれぞれ2%のものが1%に、1%のものは非課

税みたいな形になって、1年間に限り落ち込むとは思いますが、今、現在30万何がし、当初予算で見ておる数字も、県からいただいた概算の資料でしてありますもので、納付状況によっては補正の対応ということ、見込みが難しいということで御理解のほうをお願いしたいと思います。

それから、4番の種別割の経過の見直し、これは、クリーン化特例の対象が少なくなるわけなんですけど、令和3年度と4年度の分からこういった形に見直すということで、クリーン化特例を受けておる台数とか、そこら辺の精査した見通しのほうは、直前ぐらいじゃないと絞ったものが見込めんということで御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○野田委員 確認というか、議案第38号の過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置の一部改正なんですけれども、37号の半島は対象外ということなんですけど、こちらのほうは、議案38号の。

○吉澤税務課長 まず、半島振興法の特例の概要についてなんですけれども、これは、一定の事業に要する部分で、0.14の税率が10分の1になる、3年間なるといいます。これは、今のところ該当がありません。

それから、過疎法のほうのが、過疎法で決める一定の償却資産等について3年間に限り減免、ゼロとなるわけなんですけれども、これは、令和元年度、該当がありません。

ただ、28年度から30年度分の課税については、1件のみ該当がありました。ただ、個別の税情報ですので、金額のほうは差し控えたいと思います。

以上です。

○野田委員 ありがとうございます。

○小川委員 記憶違いかわかりませんが、ちょっと勘違いしておるかわかりませんが、その児童扶養者の非課税措置のところなんですけど、さっきの資料のところの。135万、年間所得ですか、合計所得が135万以下だと非課税になるということで、204万というのはあれは何だった。あれは非課税になるの、あれは国税ですか。あれは何だったですか、そんなあったような気がしたんですけど。

○吉澤税務課長 国税のほうの話と若干区分けしていただきたいのが、寡婦控除の話じゃなしに、住民税の非課税措置の対象となるのが、現在でもシングルマザー以外にも、本当に子供がおって、所得が今125万なんですけど、それ以下の人は

かけんところかというのがあるんです。それで、65万かなんかの給与収入の形に置きかえると二百何万になるもので、その数字とあれやないんですかねということだと理解しています。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければこれで。

○奥田委員 37号、38号の関連、1点だけお聞きしたいんですけど、固定資産税の特例が2年延長ですよ。それで、三鬼和昭委員の一般質問の中にありましたけど、発電所跡の活用ということで、企業誘致、今、考えているじゃないですか。今、三鬼和昭委員も言われておる、幾つか話もあるという話ですよ。それで、市長も一生懸命、今やろうとしていますけど、企業誘致をする上で、こういう固定資産の減免とか、何か独自の税務課として何か考えているものってないんですか、企業を引っ張ってくるという意味で。

○吉澤税務課長 中部電力の企業誘致の関係でということで若干話題になった部分があるんですけども、今申し上げた半島振興法とか過疎法については、上位法令の関係で、いろんな限定された案件があるんですけども、地元の産業に振興するようなものとか過疎法とか半島振興法に載っておるような事業とかに対応するんですけど、これは交付税措置があると。

逆に、特例措置で減免して云々となったら市も懐は痛まんし、本人さんらも優位になっておるところがあります。

それで、従前のほうから企業誘致条例みたいな形で、今、全国的な流れのほうを調べさせていただきましたら、このように交付税措置がバックについていない事業、独自の企業誘致で減免するという形になりますと、税収の減になってストレートにきいてくるという部分と補填されんという部分、こういう該当になる部分は、当然条例を特例措置を適用して対応すべきだと思うんですけど、今の流れで多いのは、実際、住民説明の話で、税金を何%落とすとか独自にやってしまうと費用対効果とかが見られんということで、補助金なり助成金なり、例えば、雇用人数何人の企業を3年間稼働するとかいう上限をつけて補助なり助成という動きが最近の潮流になっております。当然、歳入の減となると、住民説明の際に、ここにこれだけ安うしたとか、話の説明が不足するというのが、いろんな費用対効果の話もありまし

て、今、全国的な流れは、そういう税の減免というんじゃないしに、助成措置という形が、潮流が多いような研究結果が出ております。こういう該当する部分については、当然それに該当して図っていけばよろしいと思いますけど。

以上です。

○奥田委員　確かに、交付税とかもらえない独自のものを自治体が出した場合は、税収の減ということも当然考えられますし、それと、既存の企業とのバランスをどうするかという問題は当然出てくると思いますから、今課長が言われたような準備説明ということでの理解というのはあるのかもしれませんがね。

ただ、今、費用対効果という話もありましたけど、長期的なことを考えた場合に、大きな企業が来てもらったら、それなりの大きなメリットはあるじゃないですか。だから、その辺のところ、独自の税の仕組みでできないものかなというふうなことは思うんですけど、その辺のところは、今のところは考えていないということですかね。

○吉澤税務課長　実際そういう話になってきたときには、庁内で意思決定、最終的に、市長、副市長、庁内関係部署集まって、全員でそういうインセンティブを与えるのかどうかという話もできるんですけど、当然、中部電力の撤退とかいうことになった事象のときに、企業誘致の中で税を減免云々という話が当然話題になる部分で、今の担当部署とかいろいろ調べた中で、先ほど申し上げたとおり、同様の効果が得られる減免なり助成なり、あと、準備説明プラスということで、透明性を持つてするというのが全国的な流れでありますもので、私らのほうも、担当課の立場としては、そういう形でやったらどうかということは提案させていただきますけれども、最終的な決定事項はうちは持っていませんもので庁内での調整ということになりますけど、そういうことで御理解のほう、お願いします。

○奥田委員　最後にしますね。

課長も提案しますが、庁内、最終的に庁内の決定ということなんですけど、きのうも楠委員の一般質問の中で市長は、市の職員の考えも大事やけれども、コンサルの意見を尊重するよなということと言われておったもので、僕はちょっとあれと思ったんですけど。コンサルの意見も大事やけれども、ある程度職員のやる気も、アイデアを募るといことも大事かなという気もしておるんですけど。

それと、今、企業誘致もしていけないかという喫緊の課題じゃないですか。だもんで、これからじゃなくて、今、話があるということですので、そういう話が来たときに、実は尾鷲市としてはこういうふうな考えがあるんですよみたいなこ

とを示せないことには、だめじゃないかなという気はするんですけどね。私がそう思うだけかな。これからの問題なのかな。早くその辺のところを庁内で整理しておいたほうがいいかなという気はするんですけどね。私の取り越し苦労ですかね。どうですか。

○吉澤税務課長 庁内で議論していない云々のは僕は把握できん部分がありますので、当然担当部署とかがそういういろんな模索をしている可能性もありますけれども、今、僕の税務課の所管の立場で、助成金なり云々の話はできませんもので、御理解のほうをいただきたいと考えています。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 これで税務課の審査を終了いたします。御苦労さま。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前10時59分）

○三鬼（孝）委員長 続きまして、福祉保健課の審査に入りたいと思います。

それでは、議案第39号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明を求めます。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る規定を一部改正するものでございまして、連帯保証人の必置義務の緩和、貸付利率の軽減、償還方法の拡充を図るための一部改正でございます。

条例一部改正案の新旧対照表をごらんください。

通知をさせていただきます。

一部改正の新旧対照表でございますけれども、第14条第1項では、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定により連帯保証人がこれまで必置義務とされていたものを保証人を立てることができるとし、第2項では、利率を3%から1.5%に改め、第3項では、保証人を立てた場合の連帯債務を規定するものでござい

ます。

15条の第1項では、償還方法に月賦の償還を追加し、同条第3項におきましては、改正前の法律施行令第8条の保証人の規定が削除されたことに伴いまして保証人の規定を削除し、条番号を整理するために12条を11条と改めるものでございます。このことに伴いまして、また、規則におきましても、保証人を立てる場合はといったような字句についての規定をつけ加えさせてもらっております。

以上が、尾鷲災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

それでは、議案39号の説明は終わりましたので、御質疑のある方、御発言願います。

○楠委員　今回の改正で、法の改正でなんでしょうけど、保証人を立てることができる。だから、従来どおり立てなくてもできるということでもよろしいんですね。

○内山福祉保健課長　立てることができる規定でございますので、立てなくも貸し付けができるということでございます。

○楠委員　あと、2項、3項で読んでいくと、利率が少し下がっているのと、保証人を立てる場合は、措置期間が無利子となると。逆に、2、3を読んでいくと、立てなきゃいけないような話になってくると思うんですけど、何かそういうふうに読み取れません。

○内山福祉保健課長　もともと法律のほうは、必置義務として保証人を立てることにしておりました。それに伴いまして、尾鷲市におきましても条例を制定する場合に当然必置義務としておりましたけれども、国のほうが必置の場合になると貸し付けを申し込む方が少ないということで、そういったことを解消するために必置義務をなくしたというのが法律でございまして、尾鷲市もそれに伴いまして、必置義務ではなくて、立てることができるということについては、保証人がいない場合も当然貸し付けするんですけれども、借りる側としては、保証人がいたほうが貸し付けの申し込みがしやすいといったことも十分踏まえた上で、こういった条例改正になっていると、このように理解しております。

○野田委員　今の話に関連するんですけれども、尾鷲市の場合は、僕、勉強不足であれなんですけど、これまで保証人を立てずに災害援助資金を借り入れてきたということでもよろしいんですか。

○内山福祉保健課長　これは保証人必置義務でございますので、保証人を当然の

ように立てていただいております。

○野田委員 今後は別に。今後は……。

(「立てていた」と呼ぶ者あり)

○野田委員 言うたことやな。

(「保証人があってもなかってもよろしい」と呼ぶ者あり)

○野田委員 保証人というのは、一般の人的な保証ですか。それとも、いろんな機関を利用してもよろしいんですか。

○内山福祉保健課長 連帯保証人ということで、機関ではなくて人ということでございます。

○三鬼(孝)委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 なければ、議案39号の審査を終わりたいと思います。

続きまして、議案第40号、福祉保健課に係る補正予算の説明を求めます。

○内山福祉保健課長 それでは、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の8、9ページをごらんください。

通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金761万4,000円の増額につきましては2節児童福祉費補助金761万4,000円の増額で、子ども・子育て支援事業費補助金761万4,000円の増額でございます。これは、幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援システム改修のための補助金の増額でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金53万3,000円の増額は、1節保健費補助金53万3,000円の増額で、風しん抗体検査補助金53万3,000円の増額でございます。これは、風疹対策に伴うシステム改修及び国保連合会事務手数料に係る補助金の増額でございます。

次に、歳出でございます。

10、11ページをごらんください。

それでは、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費433万3,000円の増額は、細目社会福祉一般総務費433万3,000円の増額で、負担金、

補助及び交付金 4 3 3 万 3, 0 0 0 円の増額は、紀北広域連合分担金 4 3 3 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。これは、本年 1 0 月から消費税率の引き上げに伴い介護保険の第 1 号保険料の低所得者の軽減強化を図るもので、紀北広域連合において保険料を再度推計し、国庫補助金及び県補助金を差し引いた市町分担金のうち、尾鷲市分担金を増額するものでございます。

1 2、1 3 ページをごらんください。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費 7 6 1 万 4, 0 0 0 円の増額は、細目保育所事業 7 6 1 万 4, 0 0 0 円の増額で、委託料 7 6 1 万 4, 0 0 0 円の増額は、子ども・子育て支援システム改修業務委託料 7 6 1 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健費、2 目予防費 1 0 9 万 1, 0 0 0 円の増額は、細目予防接種事業 1 0 9 万 1, 0 0 0 円の増額で、役務費 1 2 万 2, 0 0 0 円の増額は、風疹抗体検査及び予防接種に係る国保連合会への支払い事務手数料で、委託料 9 6 万 9, 0 0 0 円の増額は、風疹抗体検査及び予防接種に係る風しん対応プログラムシステム改修業務等の委託料でございます。

以上が福祉保健課の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の御説明でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

ただいま福祉保健課長から議案 4 0 号の説明がありましたけれども、補正予算に対する御質疑ありましたら、御発言願います。

○楠委員 1 2 ページ、1 3 ページの児童措置費、システム改修業務委託料って、新年度ではできなかったんですかね。

○内山福祉保健課長 保育料の無償化に伴う、保育料に伴います国の支援と申しますか、補助については、当初予算編成時においてはある程度明確にはされてはきていたんですけれども、当然システムの改修も必要ですし、当然その他事務費も必要なんですけれども、当初予算には、通達と申しますか、詳細に示されていなかったものですから、まずは保育料についてのみ国庫補助のニューの予算を見ていたということで、その後、補正予算編成後に、ある程度システム改修についての補助、採択についても示されてきましたので、今回の補正予算に計上したということでございます。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか……はい、小川議員。

○小川委員 1 0、1 1 ページなんですけど、抗体検査の件につきまして、5 3 万 3, 0 0 0 円。もともと県には、抗体検査について、これ、両方入っているんで

すか、53万幾らというのは。国だけですか、これは。

○内山福祉保健課長 抗体検査につきましては、国のみの補助金でございます。

○小川委員 じゃ、県の今までついていたやつは、もう今はもう全然使わないってことなんですか。

○東福祉保健課係長 県で行っております抗体検査につきましては、県が実施をしておりますのでそのまま今年度も継続になっております。それにつきましては、県事業としまして、妊娠を望む家庭でありましたりとか妊婦さんということになっておりまして、今回の国庫補助がついている予防接種に関しましては風疹5期ということで、市町の定期予防接種に付随しているものになります。これにつきましては県の事業とは別枠になりまして、市町が実施するための国庫補助がついているということになります。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか、よろしいね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 これで福祉保健課の審査を終わります。

あります。どうぞ。

○奥田委員 1点だけ。各種事業のことで1点だけ。

最近、園児とか児童の歩いておる列に車が突っ込むという事故が最近ふえておるじゃないですか。尾鷲の場合、保育園は、皆さん車で送迎しているので大丈夫だと思うんですけど、散歩とかしておるでしょう。ああいうときの安全対策というのはどうなっておるのか、民生事業協会が、そういう話っております、何か。

○内山福祉保健課長 今、委員がおっしゃられた事件が起こった後に民生事業協会さんとも少しそのお話をさせていただきました。

今までも十分注意はしておるということですが、今後より一層十分注意を図っていくという話は聞いています。より具体的なことについては、もし担当のほうで話があったというふうに、ということで十分注意を図っていくということで私どものほうとしては話をさせていただいております。

○三鬼（孝）委員長 その辺は十分よろしく願いをいたしたいと思います。

○小川委員 11ページなんですけど、介護保険料がちょっと下がるというのは、非課税世帯ですか、その金額、3段階ぐらいあったんですか、下がるやつ。それ、ここではわかるんですか。

○内山福祉保健課長 まず、保険料の減額につきましては、介護保険料の第5段階という金額を基準にしておりまして、そちらを1とした場合に、その基準額が7

万4,459円でございます。第1段階と第2段階、第3段階をその基準と比較して軽減するというので、今現在、第1段階は、その1の基準に対して0.45、第2段階が0.7、第3段階が0.75ということで今現在進んでおると。

これが、10月以降については、第1段階の0.45が0.375となります。金額で申しますと、第1段階が3万3,507円が2万7,923円、差額は6,000弱ぐらいですね。第2段階が5万2,122円から4万6,537円ですので、同じく6,000弱ですね。第3段階が5万5,845円が5万3,983円ですので、2,000円弱になります。

○小川委員　一つ疑問に思ったのは、国が勝手に、勝手と言ったら叱られますけど、下げておいて、国の負担というのは、市町の負担だけで、国の負担というのはないんですか。

○内山福祉保健課長　今回の消費税の税率改正に伴って国が減額する分の2分の1を国が負担すると、4分の1を県が負担する、残りの4分の1を、今広域連合でするので市町で負担するということになっています。その負担についてのフォローというか、財源数については、普通交付税の単位費用で措置するというふうに国のほうが示されております。

○三鬼（孝）委員長　これで福祉保健課の審査を終わります。

10分間休憩いたします。

（休憩　午前11時14分）

（再開　午前11時22分）

○三鬼（孝）委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、政策調整課でございます。議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）議決についての御説明を求めます。

○三鬼政策調整課長　政策調整課です。よろしくお願いいたします。

では、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてのうち、政策調整課に係る分を御説明いたします。

最初に歳入についてですが、補正予算書及び予算説明書の8、9ページをごらんください。

通知させていただきます。

では、御説明いたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入410万円の追加のうち当

課に係るものは、移住・定住・交流促進事業助成金 170 万円の追加でございます。これに対する歳出といたしましては、次ページの 11 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目企画費 170 万円を増額補正し 1 億 995 万円とするものでございます。財源は、全て一般財団法人地域活性化センターからの助成金でございます。これを定住移住促進事業の 19 節負担金、補助及び交付金へ充当させていただき、事業の実施主体である NPO 法人おわせ暮らしサポートセンターへ補助するものでございます。

事業の内容につきましては、委員会資料によって説明させていただきますので、少しお待ちください。

では、資料の 1 ページをごらんください。

通知させていただきました。

この事業は、本市を来訪した熊野古道客が、この地域の暮らしや自然、文化などを知り、地域住民等と交流を図ることで、関係人口づくりや定住移住の促進につなげることを目的としております。

また、事業概要を御説明いたします。

来訪者と地域住民が体験、交流できる交流拠点の整備、また、巡礼から定住へをキーワードに、都市住民参加型の D I Y イベントや講演会、食の交流イベントを行い、地域住民と来訪者との良好な関係を生み出す機会をつくるとともに、移住後の豊かな暮らしをイメージできるようなイベントを行う事業でございます。

事業費は、地域活性化センター事業費 170 万円全てを充てる予定でございます。

なお、次ページにございます委員会資料の 2 ページには、本事業の整備を予定してございます土井見世邸の西側の交流拠点修繕の位置図や修繕予定箇所を示しておりますのでごらんください。

以上が政策調整課に係る補正予算関係の説明です。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

それでは、政策調整に係る議案 40 号の説明が終わりましたので、御質疑ある方、御発言願います。

○仲委員　　11 ページの移住・定住・交流促進支援事業補助金 170 万、これは資料の説明で、NPO 法人暮らしサポートセンターへ補助するというた、100% 補助の部分をするということですけど、確認だけなんですけど、一応修繕という格好に内容はなると思うので、その家主さんとの NPO との修繕の合意ができてい

かどうか。

それから、後のその管理についてはどうなのかという。どのような協議をされているかわかっておれば説明ください。

○西村政策調整課主幹兼係長 当然、所有者との、土井さんとの合意はなされております。

今後は、文化財としても登録されておりますので、教育委員会等とも、今、調整しながら事業を進めていきたいと考えております。

○仲委員 言うたら、改修については何ら支障、問題がないということで理解すればよろしいですね。わかりました。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○楠委員 補助金が170万、一応これをセンターのほうの方に、あるいは委託して修繕するんですけど、市のほうから、逆に足りない分とかそういうものの補助という考え方ってないんでしょうかね。

○三鬼政策調整課長 現在は、一般財源等からの補填は考えておりません。170万円を活用した範囲内でしていただくことでお話を進めております。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○野田委員 今回、NPO法人の暮らしサポートのほうへ資金ということで、非常にいいことだなと僕は思っています。そして、こういうところによってどんどん移住者の方がふえてくる形を市としては歓迎するべきことだと思っているんですけども、事業の概要のところでは巡礼から定住へということ 키워ドにやっていくということなんですけれども、DIYで改修していくわけなんですけれども、今後の結果についてのフォローというんですか、100%補助ですから市は直接どうということとはわかりませんが、そういう結果のまたフィードバックということは大事なことだと思っておりますが、その点、また情報をいただけるんですかね。

○三鬼政策調整課長 当然、こちらは定住移住の大きな核として位置づけもさせていただいておりますし、補助事業でございますので、その結果とか経過報告につきましても随時報告させていただきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、補正予算のほうの審査を終わります。

続きまして、報告事項が3件ほどありますので、よろしくお願いをいたします。

○三鬼政策調整課長 それでは、その他としまして報告事項を本日3点よろしく

お願いいたします。

まずは、おわせS E Aモデル事業の進捗状況について御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料は、通知させていただいておりますでしょうか。よろしくお願いいたします。

まず、おわせS E Aモデルの進捗状況について、資料に基づき御説明をいたします。

ごらんいただきましたように、現在、おわせS E Aモデル協議会事務局におきましては、本年3月に作成いたしましたおわせS E Aモデルのグランドデザインをもとに具体的に事業を検討するため各検討部会を設置し、事業の可能性についての検討を進めております。申すまでもなく、地産地消エネルギーを中心とした産業の振興が、また、集客交流人口の増加を目指し、実行可能な事業について検討を進めながら事業計画の策定に向けて取り組んでいるのが協議会の目的でございます。そこにございますように、プロジェクト名はS、E、A、それぞれ三つプロジェクト名がございまして、プロジェクトSは、尾鷲市政策調整課がプロジェクトリーダーを務めさせていただいております。その中に検討部会として、釣り桟橋検討部会、アクティビティ検討部会、教育・スポーツ振興検討部会の三つがございます。

また、プロジェクトEは、中部電力様がプロジェクトリーダーで、木質バイオマス発電検討部会を現在運営しております。

また、プロジェクトAは、尾鷲商工会議所様がプロジェクトリーダーで、アクア事業検討会、アグリ事業検討会の二つを検討しております。

次ページをお願いいたします。

それぞれの部会についての進捗状況の再度経過報告をさせていただきます。

まず、プロジェクトSですが、令和元年4月、5月、6月の経緯をまとめさせていただきました。主に、グランドデザインが3月にできたことがあって4月から本格的にスタートしたわけですが、いろんな形で可能性を、今、検討しております。

まず、合同の検討部会としましては、釣り桟橋検討部会、アクティビティ検討部会、教育・スポーツ検討部会、合同で第1回、第2回の検討部会をして、現在、内容を詰めているところでございます。

また、その下にありますように、各検討部会の月ごとの御説明をさせていただきます。

まず、4月は、三重県との意見交換。三重県にもオブザーバーよりもう一歩進んだ形の参画をお願いしておりますので、三重県との意見交換によって、三重県のか

かわりを重要視してお願いをしております。

また、釣り桟橋、アクティビティ等の部会の4月18日に立ち上げ会を行いました。

さらに、各部会において、オール市役所で取り組むために市職員の若手中堅職員15名を中心に選ばせていただきまして庁内の作業部会を設置して、現在、鋭意検討を進めております。5月に、その作業部会の複数会開催させていただきました後、第2回の検討部会を開催したところでございます。

また、随時三重県様とも意見交換を行うなど、6月も現在作業部会を中心に進めております。それがプロジェクトSの進捗状況でございます。

続きまして、プロジェクトEの経過を御説明いたします。

次のページをごらんください。

これにつきましては、中部電力様がプロジェクトリーダーで進めておりまして、現在、木質バイオマス発電の検討部会を中心に行っております。これが現在検討部会としては2回開かれておりまして、主に燃料調達に関して優先的に検討を進めていくことを確認し、現在進めております。

また、排熱の活用に関するコンサルタント様との打ち合わせも実施しております。

また、その他各種意見交換、ディスカッションは、合計6回ほど開催しております。

活動の詳細につきましては、下記に記載のとおりですが、木質バイオマスに関する燃料の調達に関して、専門部会であるとか三重大学、または、そういう関係者との交換を中心に行っております。そういうことを含めて、今後、事業の可能性について精査していく予定でございます。

続きまして、次ページ、プロジェクトAの経過について御説明申し上げます。

これにつきましては、尾鷲商工会議所様がプロジェクトリーダーで、排熱を活用したアクア事業、アグリ事業の検討部会を4月25日に開催しております。

これまで、積極的に視察等、研究に出向いていただいておりますが、主にエビ養殖と藻類養殖について具体的に進めることを確認しているのが4月の時点でございます。4月はエビ養殖施設の視察や有識者と養殖等についての協議、三重大学を主にアドバイスを求めています。5月も三重大学での研究や、また、藻類養殖事業者との打ち合わせ等を行いながら、今後の事業の可能性を進めております。

また、アグリの事業部会の検討の実績につきましては、5月に担当のほう、出向

きまして、アグリビジネスの有識者及び複数の会社との意見交換を行っております。

また、県内のアグリ事業者との意見交換も行うなど、この部会においては、事業誘致について積極的な今かかわりを進めているところでございます。

現時点で報告できるのは以上となりますので、一旦、S E Aモデルの進捗状況については以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　　政策調整課長のほうからおわせS E Aモデルの進捗状況の説明ございました。

特に何かありましたら、御発言願いたいと思います。

○楠委員　　プロジェクトの進め方について確認したいんですけど、私的費用でやっているわけじゃなくて公費でやっているかと思うんですけど、いろんな職員も参加していますから。会議録を、他の行政体を見ると、こういう会議の議事録とか、何を要点に検討しているのかというのが結構公表されている自治体が多いんですよ。今後、この辺をもう少し、議会報告だけじゃなくて市民もわかりやすく情報を得られるような方法というのは考えられますか。

○三鬼政策調整課長　　もちろん、会議は会議録もとって、決裁も上げてあるものですが、現在は作業部会を中心に、市の場合ですと、例えば自由な発想でいろんなことを発言していただくことを主にしておりますので、現在のところ、具体性が固まるまでは一般的な公開は控えさせていただき方向での検討をさせていただいている次第です。

○楠委員　　今の回答ですと、決まり切ってからじゃないと出せないような話なんですけど、基礎的なところから理解してもらうのは、要旨だけでもいいので、そういうところをどんどん公表していきながら市民の理解を得るという方法でないと、作業部会だからどうのこうのじゃなくて、やる大学の先生なんかも一生懸命やっていますから、そういうところも参考意見としてとか、そういう注釈をつけてやっていくことが、さらに市民の理解が広まるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○三鬼政策調整課長　　しかるべき時期には、現在作業部会の議論が中心なのですが、作業部会で上がったことは検討部会に上げさせていただいて、その結果として協議会に上げさせていただきますので、検討部会等であった意見で、例えば市民からの意見もたくさんいただいた中での検討とさせていただいておりますので、そういうことも含めて、随時どの時点で公表するかも含めて、特に市長も市民懇談会で御説明申し上げていますように、市民への説明と市民に応援いただくという立場も非

常に重要なことですので、適宜対応していきたいと思えます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○仲委員 5 ページのプロジェクト E の中で、多分、作業部会の中で中電さんも職員さん、何名か入っていると思うんですけど、確認だけ。ここら辺は、中電さん主導で会議の運営が図られているかどうかという点と、もう一点、コンサル等の打ち合わせを実施という、計 2 回って書いてありまして、6 月にもコンサルとの木質バイオマス云々と書いてあるけど、コンサルというのは、中電さんのほうのコンサルという意味でしょうか。

○三鬼政策調整課長 部会は、間違いなく中部電力様がリーダーシップをとってやっております。その中において中部電力様が関係しているコンサルタントに、専門のコンサルタントに相談しているのが現状でございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○野田委員 プロジェクト S の部分の釣り棧橋検討部会という部分ですけども、市長は、1 2 月末ぐらいにやるかやらんかとかいう結論を出すというようなことを言われていましたけれども、一つは、想像しか僕できませんけれども、いろんな、こういう企業誘致になるのか地元の人やるのかわかりませんが、ある程度こういうやる方を対象にした条件づくりというんですか、そういう部分というのは、先ほども税法のところが出てきたんですけども、企業誘致の中で、そういう部分の詰めというのは今後やられるということによろしいんですか。

○三鬼政策調整課長 釣り棧橋部会においても、あらゆる可能性を今検討しております。ですので、実施主体が例えば三者のいずれかなのか、共同なのか、それとも一般の企業を募るのか、例えば指定管理にするのかとか、いろんなことによって、一番大事なのは事業化ができるかどうかというところのポイントを、現在、最優先に進めておりますので、全ての選択肢がございます。

○野田委員 もう一点、木質バイオマス発電のところなんですけれども、課長のほうは、木質バイオマスの調達等の検討は、コンサルを入れてやられているということなんですけれども、これは、尾鷲市の水産農林課のほうの市有林担当というか、そういうところも入ってやられておるんですか。

○三鬼政策調整課長 プロジェクト E の木質バイオマス発電部会につきましては、尾鷲市の水産農林課、それも参加させていただきまして意見を述べさせていただくなど、現状に合ったような形での意見は述べさせていただいております。

○奥田委員 プロジェクト、S と E と A、三つがあって、S が政策調整課がリー

ダーで、Eが中電がリーダー、Aが会議所がリーダーということで、今、課長のほうからも、それぞれS、E、Aについての活動状況を説明してもらったわけなんですけど、三つを集約するリーダーというのはどこなんですか。

○三鬼政策調整課長　これは、S、E、A、全て協議会、S E Aモデル協議会が最終的な議決事項の組織になります。その中で、尾鷲市長が幹事を務めさせていただいておりますのが、今のところの組織の形態でございます。

○奥田委員　そうすると、尾鷲市長が、今、幹事のように、これを全部集約しているということですね。集約しているんですね。そうすると、先ほどの仲委員の質問にもありましたけれども、市長も、コンサル、コンサルという言い方をするけれども、そのコンサルというのは中電のコンサルなんですよ。違うんですか。それは尾鷲市の中電。何か、中電のコンサルじゃないんですか。尾鷲市のコンサル。

（「コンサルでしょう。今、わしもそれを考えていた」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　いや、でも、先ほどやと中電のコンサルということで、という話。答弁があったと思うんですけど、いかが。その辺、ちょっと。

○三鬼政策調整課長　御説明申し上げます。

基本的なプロジェクトS、プロジェクトE、プロジェクトA、それぞれが独立性を持って、プロジェクトを進めていこうというところの協議体の合同するところが協議会です。それぞれこっちに記載しております木質バイオマス部会でのコンサルタントと先日市長が申し上げたコンサルタントは、Sに関するコンサルタントという意味だと思いますので、そういうところで、全てにプロジェクト、それぞれS、E、Aごとにコンサルタントとしてお願いするところが違ってくることも含めて、今、それぞれが進めているところがございます。

ですので、具体的にどこにコンサルタントに頼むかということはS部会では何も決まってはございませんけど、もちろん、市職員で、以前、グランドデザインをつくるときには、コンサルタントは補助金を活用して行ったのは御存じのとおりだと思いますけど、4月以降は、どこにもコンサルタントにはうちは発注しておりませんので、現在、市職員を中心にやっているのが現状でございます。

○奥田委員　それは知っていますよ。それは、2,000万かなんか使って中電さんが直接もらったのかな。それでコンサルを頼んだと。

先ほどの質問では、仲委員の説明では、中電のコンサルですよ。だから、中電主導だからと思ったんやけど。それで、市長は、コンサルの意見を聞いて、コンサルの意見を聞いてと言うておるけれども、今、尾鷲市にはコンサルはないんですよ。

ね。それ、もう一遍確認してもらえますか。ないんですよ、あるんですか、ないんですか。そこが、そんな予算はどこにあったかなと僕は思っておったんですけども、いかが。そこ、はっきりしてください。

○三鬼政策調整課長 プロジェクトSが、尾鷲市政策調整課がリーダーさせていただきまして、これにつきましては、現在契約している、御相談しているコンサルタント会社、ございません。ですので、予算もついておりませんし、予算も執行しておりません。

○三鬼（孝）委員長 最後にね。

○奥田委員 じゃ、尾鷲市は、今、コンサルないんですよ。だから、もっと市長は、市役所の職員のあれも大事やけど、コンサルの意見を聞かなとか言うていましたけど、今、そんなコンサルなんかいないわけですから、もっと政策調整課、しっかり頑張っていたきたいなと思うんだけど。

ということは、もう一個、僕、疑問に思うのは、尾鷲市長の加藤市長が、これを幹事として全部集約しているということは、僕は一般質問の中でも会議所の意見を聞いていないという話がありましたけど、そういうことってあり得るのかということと、課長の意見で。市長はいないんであれなんやけど。

もう一つ、S、E、Aってありますけど、これ、ごみ焼却施設ないじゃないですか。ごみ焼却施設があるかないかで、僕、随分変わってくると思うんですよ。変わってくるじゃないですか。

市長は、もうごみ焼却施設ありきで進めていますけど、ただ、11月の市民へのアンケートですか、あれ、募集したときも、ごみ焼却施設なんて、ありきなんてことで募集していませんよ。何もなしで、状況、白紙の中で、皆さんどう思いますか、何があればいいんですかと言うて募集しているわけですよ。でも、常に市長は、ごみ焼却施設ありきじゃないですか。ありきの議論をしている。でも、それぞれのS、E、Aのところで、今、市長がごみ焼却施設ありきで進めておる中で、その辺の整合性というものをどこが調整しておるんですか。そういうのを考えながら、それぞれは進めているのか。

というのは、今、企業誘致を進めていますけど、企業が来たいとなっても、ごみ焼却施設の横じゃ困るよとか、そういう話って当然あると思うんですよ。来たいけれども、ごみ焼却施設はよそへ持って行ってよという、山側へ持って行ってよとかいう話が出てくるんじゃないかなと僕は想定しておるんですよけれども、ごみ焼却施設がここにはない、今、S、E、Aの中にはないんですよけれども、その辺の話というのは、

どないなっているのか。今、2点、3点申し上げましたけど、その辺。

○三鬼政策調整課長　　まず、御説明の前に、先ほどコンサルティングですけど、実際契約しているところはないのですが、私たち政策調整課中心にいろんな企業や事業所を訪問させていただいている中に、コンサルタントに実績のあるところにも御挨拶に伺って、グランドデザインをお見せして、これに対して御意見があればという形でのそういう働きかけはしているのが1点事実でございますが、特に特定のところとコンサルタント関係を結んでいるわけではございません。

2点目の協議会の市長の位置づけですけど、あくまでも協議会は、各部会で検討されたことをもとに、決定意思機関として協議会が開催されております。まだ、今年度は協議会は開催されておらないのですが、重要事項を決定する会議ですので、前回はグランドデザインを発表、決定するときにかかれたのが3月に行われました。そういう中で、市長は、尾鷲市長も初め、尾鷲商工会議所、中部電力、それぞれ定期的に会合を開いて意思統一をして、全て報告をしていたり、商工会議所と市長も意見交換をしていることもありますので、その辺の意思統一は一定以上できているということですので、中には聞いていないことを聞くこともあるかもしれませんが、現実的には原則全てのことは市長にも報告させていただいていますし、商工会議所等とも私たちは報告をさせていただいています。

3点目の広域ごみ施設、それがこの部会にどう位置づけられるかということですが、私どもが理解している範囲では、現在、広域ごみ処理施設につきましては、立地場所の最終選定の前段階でございますし、本年4月から一部事務組合の設立準備会が設立された段階です。環境課等ともよく打ち合わせをさせていただく段階では、今後ある時期になればS E Aモデルの中でも議論する時期を定めなければいけないんですけど、現在は設立準備会としまして一部事務組合を設立するところに重点を置いた、いわばS E Aモデルグランドデザイン的な構想を練っている段階ですので、これが構想が固まって何をつくるかが固まれば、S E Aモデルの中でも重点項目として皆様の同意を得て検討することになると思いますので、今はまだ時期的に部会を設立して検討する段階にないという認識で皆様いらっしゃいますので、時期が来ましたら、いずれきちっと議論する形になると思います。

○奥田委員　　最後に一つだけね。

○三鬼（孝）委員長　　簡潔にね。

○奥田委員　　簡潔。

いや、でも、具体的になったらと言いますけど、課長、市長はここにもう決めた

んだと、広域ごみ焼却施設ありきで話しておるじゃないですか。だったら、S、E、Aそれぞれもそれにのっとって今動きをして、それと絡ませてどうなのかということとを当然議論しておらなあかんじゃないですか。ごまかしですよ、それは。完全なごまかしですよ。別であれさせて、ここの広域ごみ処理施設のことに意識を向けられないような作戦なのかなって言う人もいますけど、市民の方の中には。市長があれだけ言って、もうここへ決めたんだと言っているんだったら、S、E、Aのそれぞれの、部会でもきちっとそれを踏まえた上で議論、今もしていないといけないんじゃないんですか。これからの話ですか、それは。

○三鬼政策調整課長　　もちろん、2市3町合同での事業ですので、尾鷲市からも全ての市町に対しては、S E Aモデルの敷地内での位置づけで、御説明、御理解いただいているの、事実です。ですので、それを前提としたお話を進めているのですが、ここに記載したように、プロジェクトEが中心となると思うのですが、エネルギーの中核である広域ごみ処理施設は、現時点ではまだ構想を、どこに設置するのかという最終決定がまだ決まっておりませんので、規模も含めてその辺は詳細は順序立てて位置づけて議論していきたいと思っておりますので、その辺、御理解をお願いしたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○内山委員　　プロジェクトSのところなんですけど、アクティビティスポーツ推進の分野は、先進事例も多く視察も重要だと私は思うんですが、これから検討部会のほうで視察など視野に入れておられるんでしょうか。

○芝山政策調整課調整監　　アクティビティスポーツ分野等につきましても、現時点ではいろんな情報を収集して、委員さんおっしゃるように、どういうところが先進的なのかというようなものを全部取りまとめている、それを情報共有している段階です。

今後、必要に応じて、より深くその事例を検証したりとか、もう次の段階に入っていく点では、主にそれは、作業部会よりも上の、もう一つ上の部会の検討部会というところになると思っておりますが、そちらのほうではそういう視察も今後出てくることと思っております。

○三鬼（和）委員　　おさらいになるんやけど、市長が議会で言っておったで、2,000万、国の補助をもらって、あれでコンサルに頼んで、できたのがランドデザインというだけやな。そこで、もう、それは終わっていたということやな。それから、具体的に入っておるもんで、先ほど、コンサルの話が出てくるのは、ちよっ

と矛盾することがあるのと。

もう一点、今、Sの話が出てきて、協議会のトップが市長と言ったけど、結局、Sをするにしても、尾鷲市、何も財政的に金がないし、本当にできない状態でおるのに、幹事なんかする必要ないんじゃないですか。中電さんに任すとか商工会議所さんにコーディネートしていただくというか。今、うがった見方をしたら、公共施設のごみの焼却所があるから幹事という、何とかルネサンスとって、再生エネルギーのというのを、これがテーマになっているよって、ごみの焼却場もなけりゃあかんということのコンサルの結果やと思うんですけど、それでトップに立っておるのかなとは思いますが、ほかのSについても、尾鷲市とすれば、これをやってくれるような企業集めするのがせいぜいだと思うんですね。何一つやるにしても、中電さんが仕掛けをしてくれれば別ですけどね。言ったように、そんないろいろな仕掛けをしてくれた中で、うちがそれ、市が運営とかそれをくっていくといたらあれなんですけど。最近、ちょっと無理があるんじゃないかなと。一般質問でも思ったんですけど、ちょっと無理があるんじゃないかと。ごみ焼却場が中にあるという中で加えてもらっておるというだけの話じゃないのかいなと思うんですけど、どうなんですか、議論するときに。

○三鬼政策調整課長　確かに今回のプロジェクトは、再生可能エネルギーを使った産業の振興と雇用の創出、あとは、集客交流人口の拡大という、市が本来ならば政策担当として行わなければいけない課題がたくさんございます。

その中において、今回の中部電力様の敷地を活用したプロジェクト、その中で協議会で幹事は決められたわけですが、その中で市の果たすべき役割は、確かに、苦しい財源を考えますと財源的な主導はできないのは事実でございますが、きちっと汗をかいてこういう中にきちっと入っていくということは非常に大事なことでありますので、その広域ごみ焼却施設のみならず、全ての集客交流と産業振興には、きちっと向き合わなければいけないと思っておりますので、位置づけはこのままさせていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　私、あのランドデザインだけでは、経済的に尾鷲は潤うところに行かんと思ったもので一般質問させていただいて、あのお金、2,000万使って、あのコンサルの、あれぐらいでええのかなと思うんさ。そういったことすれば、もうちょっと企業誘致して、ゾーニングでももっとセンスがあるところ、企業みずからがゾーニングして、こういった事業のほうがいいんじゃないですか、こういった事業みずから入りますよというたって、そういったところにもっと

努力すべきじゃないかなと思うんです。言ったように、ショップとか云々言って10年、言い出してから10年、スタートは10年と、そんなの無理やと思うんです。もっと違うのがあって、それを生かすというやり方やなかったら。そういったことをするだけで、尾鷲市、今、こんなところで、協議会で議論も必要だと思うんですけど、もっと企業誘致とか積極的にした中で、ゾーニングをみずからやるというぐらいの企業に、もう中電さん、当然中電さんの了解が要るわけですけど、そういったところを膨らますほうが、もっと地元の生き残りのためには、経済を潤すためには、そっちのほうが数字も勘定できると思うんですけど、どうなんですか、そういったことの取り組みも含めて。

○三鬼政策調整課長 御意見ありますように、今回のプロジェクトの一つの雇用の創出や産業の振興、それにつけては、もう企業の誘致が一つの大きな要因でございますし、現在それを担っていただいているアグリ、アクアのAの部会においては積極的な企業誘致をさせていただいていると同時に、尾鷲市も政策調整課中心に企業誘致のお話をさせていただいております。

そういうところがどれだけ実を結ぶかによって内容が違ってくると思いますし、もう一つ、例えば、アクティビティを中心とした集客交流人口にどれだけ魅力を持たせて、例えば、グランドデザインの中でもいろいろ検討していけば難しいものも出てくるかもしれませんが、これだけではなかなか集客交流の魅力となる核が乏しいという意見もございますので、その辺は今後どう詰めていって、例えば外へ出ていってそういう業者とつながって何が提案できるのかというのも、もっと真剣に前向きに行かないといい案は出てこないと思いますので、それは鋭意努力したいと思います。

○三鬼（和）委員 中部電力さんは、そういったように、例えば企業がどんどん入ってきて、そういったことにも対応、あくまで協議会で練られる、今の形をつくってしまっていますよって。ですけど、そういった形の企業が入ってきて、中電さんは、土地提供したりとか、そういうことを含めて取り組まれるという考えとかはあるんですか、どうなんですか。

○三鬼政策調整課長 現在、進出企業に対する中部電力様の考えはいろいろございまして、例えば貸し出すこと、あとは売却すること、そういうことも含めていろんな選択肢を考えていただいておりますので、それは協議会を含めて全体の中で決めていくことと考えております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 なければ、おわせS E Aモデルの進捗状況を受けましたけれども、発表されてから3カ月余りたって、今、課長のお話のように事業実施の可能性を今後探っていくということでございますので、9月議会までにいろんな動きが出たら委員会を開催したいと思っておりますので、その辺、よろしく願いいたしたいと思っております。

続きます。

○三鬼政策調整課長 それでは、よろしく申し上げます。

続きます。資料3について御説明をさせていただきます。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○三鬼(孝)委員長 再開します。

○三鬼政策調整課長 では、資料3をごらんください。

ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線の一部ダイヤ改正についてでございます。

本年、第1回の定例会にて方向性を示させていただきました尾鷲市ふれあいバスのルート及びダイヤの一部改正につきまして、新たなルート及びダイヤの案を作成いたしました。案につきましては、既にふれあいバス八鬼山線沿線地区、九鬼、早田、三木浦における地区説明会も開催し、御理解をいただいた上で、尾鷲市地域公共交通活性化協議会においても協議し、委員の皆様から御承認をいただいております。

主な改正点と詳しいことにつきましては、担当の課長補佐より御説明いたします。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 それでは、主な改正点について、資料に基づきまして御説明申し上げます。

1点目でございますが、八鬼山線における三木浦と三木里駅間の接続強化といたしまして、現行ダイヤにおける三木浦、三木里駅間の接続を、8便中2便となっているところを6便というふうに増便をかけておるところでございます。

2点目につきまして、八鬼山線三木里駅におけるJRとの接続といたしましては、三木里駅への発着時刻を調整いたしまして、三木里駅におけるJRの接続を強化したいというふうに考えております。

続きます。3点目でございますが、ハラソ線へ乗りかえによる10時2分のJR特急でございますが、特急便の接続といたしまして、改正によりまして八鬼山線

単独での10時2分の接続が困難となりますことから、バス停の三木里駅において、ハラソ線に乗り継いでいただく形をとらせていただこうということでございます。

4点目でございますが、八鬼山線及びハラソ線における帰宅便の出発時刻の調整といたしております。利用者の皆様から要望が午後1時台の便はもっと早く出発できないかというようなお声をいただいております。これにおきまして、八鬼山線、ハラソ線、両線とも第4便の出発時刻を20分早める形をとらせていただこうと思っております。

続きまして、5点目でございますが、八鬼山線及びハラソ線におきまして、バス停の瀬木山駅への延伸を考えております。今回の改正によりまして、バス停尾鷲駅におきまして、ふれあいバス尾鷲地区、小さいバスがございまして、そちらのほうの接続が少し不可能、不便、すごく不便になってしまうということでございますので、乗り継ぎで利用できることを避けることにいただきまして、両線とも3便目、4便目について、バス停を瀬木山のほうへ延伸をかけたいというふうに考えております。

以上の点を踏まえまして、次のページのほうのバスのダイヤの案でございます、こちらのほうをごらんください。

ダイヤについて、こちらの表の見方といたしましては、資料の左側が上り線、資料の右側が下り線となっており、八鬼山線における上り線とは、三木里方面から尾鷲方面へ向かうもの、下り線とは、尾鷲方面から三木里方面に向かうものとしております。

それぞれの駅で停留所を記載しておりますけれども、これは少し見やすくということで主な停留所とさせていただきます。

各便のダイヤにつきましては、左側のほうを現行、右側に新ダイヤとさせていただきます。

それでは、始発便から順番にということで説明させていただきます。

始発便につきましては、6時41分コノワ発を初としまして、7時33分に尾鷲駅を着としております。現行ダイヤでは、小脇の停留所を起点としておりましたが、コノワ停留所発に変更しております。かつ、3分間運行時間を早めまして、時刻運行により7時11分に九鬼駅に到着する予定としておりますが、こちら、九鬼駅7時19分のJRが上りがやってまいりますので、そちらに接続したいというふうに考えております。

次に、2便目でございますが、8時1分尾鷲駅を発としており、9時6分に三木

里駅に着としております。三木里駅には、その後、9時20分にJRの下りが到着しますので、こちら、熊野方面に向かうことが可能となるような接続させていただいております。

また、9時32分にはふれあいバスのハラソ線が三木里駅に到着します。これに乗りかえることで10時2分のJRの特急に間に合うという形をとらせていただいております。

次に、3便目でございますが、9時26分三木里駅発としており、終点を尾鷲駅であったものを瀬木山まで延伸をかけます。現行の時刻では、尾鷲駅を到着として、そのふれあいバス、尾鷲地区に乗りかえることを想定しておりましたが、旧町内の個人病院に行くことが難しく徒歩とかになりますので、改正後は乗りかえなしで瀬木山まで延伸をかけることによって利便性を高めたいというふうに考えております。

次に、4便目でございますが、12時31分、瀬木山発とし、13時41分三木里駅着としております。これまで利用者の皆様から要望が多かった昼の帰りを少し早くしてほしいということで、20分早く出発をいたしております。

次に、5便目でございますが、14時4分三木里駅発とし、15時9分尾鷲駅着としておりますが、三木里駅から出発すること以外は現行ダイヤを踏襲いたしました。

次に、6便目でございますが、15時46分尾鷲駅とし、16時51分三木里駅着としており、現行ダイヤを踏襲いたしております。

7便目のほうでございますが、こちらのほうに関しても、第2便で熊野方面に向かっている帰りの便で、17時17分三木里駅下りのほうに接続を意識しております。

最後の最終便でございますが、18時46分とし、19時39分を終着を、小脇ではなしにコノワに変更させていただいております。

以上が、その八鬼山線のほうのダイヤ改正の主なものでございます。

続きまして、ハラソ線のダイヤ改正について説明いたします。次ページのほうをごらんください。

表の見方でございますが、八鬼山線と同様のものがございます。

変更箇所といたしましては、3便目、4便目となっております。

3便目のほうをごらんいただきまして、8時58分梶賀発としており、八鬼山線と同じく終着点を尾鷲駅とせず、延伸をかけまして瀬木山まで延伸を行います。

次に、4便目でございますが、12時35分瀬木山発とし、13時35分梶賀着

としております。これも、八鬼山線と同様、利用者の皆様から要望があった昼の帰りの便をもっと早くしてほしいという部分と、乗りかえなしにそのまま乗って輪内方面へ行けるという点を修正させていただいております。

以上がハラソ線に係るダイヤの改正の説明でございます。

次に、ダイヤ改正に係る今後のスケジュールについてでございますが、9月までに新ルート、ダイヤ時刻表及びバス停掲示板の作成及び更新をかねまして、10月1日の新ルートダイヤでの運行を開始目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

ただいま、ふれあいバス、八鬼山線とハラソ線の一部ダイヤ改正の報告がありました。

何かありましたら御発言を。

○小川委員 三木浦、三木里間が増便されたということで、本当、結構なことだと思います。

それで、今ちらっと見てみたら、三木里駅から三木浦方面に向かうやつ、ハラソ線が三木里駅から三木里、それから、民宿前というのは三木里ですよ。それで、八鬼山線、三木里駅出て、病院前、小脇。三木里の停留所、五つあるんですよ。三木里というのと病院前というのと、それから民宿というの、民宿前と、どう違うんですか。場所、違うやというだけ。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 病院前でございますが、三木里のほうにある病院、はしづめクリニックさん、病院のほうがありますので、病院前というふうに表現させていただいている部分が、そうでございます。

○小川委員 じゃ、三木里というのと、その病院前って、大分結構何キロも離れておるんですか。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 それほど多くは、沿線サンピンピンの通りをそのままでございますので、多く離れていないというふうに思っています。

○小川委員 停留所を一つにせなんで、たくさん名前を変えた、一緒の、ルートを幾つも走っておるようじゃないですか。梶賀から行くハラソ線が、そこを、そっちも、三木浦方面を変える。それが一緒の停留所やったらわかるんですよ。違う停留所、ちょっと離れて停留所をつけておるといのはどういうことなのかなと思ひまして。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 表現が悪く、申しわけございません。八鬼山線とハラソ線ともに停留所は同一のものを使わせていただきまして、ちょっと表現が、申しわけございません。

○小川委員 表現が違うと言うたけど、じゃ、停留所の名前も統一するんですか、これ、違うけど。どないなっておるんですか。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 停留所は、病院前も民宿前もございまして、こちらのほうの資料として表現してしまうのが混乱を招いてしまいまして、申しわけございません。同じもの、民宿前という停留所もございまして、病院前という停留所もございまして。

○小川委員 まだようけとまるどころがあるということですか。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 済みません、三木里に関しては、病院前から松原、名柄、民宿前というふうにございます。同じものが。サンピンピン線沿いに関しては、名柄、民宿前が存在するかというふうに思っておりますが、重複しているかと。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

○小川委員 バスのことに関しましては、もう相当苦情いただきまして、こうなるということ。それで、この間、市長の説明会的时候、梶賀のほうから、一緒のコースを、何でハラソ線があっちまで行かんなんのって。三木里行きもそっちへ行くやろうって、何でそんなようけふやさんなんのって。三木里の大きな力が働いておるのかというて言うていました。もう苦情もので。

今、決まってしまったもの、市長も、もう決まってしもうて変えられんとかそんな言い方やったもんで余計に梶賀の人もかっかして。それで、その怒った部分が私に返ってきたもんで俺も腹立っておるんや。今後、改善できるようなら、ことしは無理やと思うんやけど、また検討していただきたい、そのように思いますので、言うておきます。

○三鬼政策調整課長 今回のダイヤ改正につきましても、いろんな地区でも説明会でも御意見いただきました。

全ての方になかなか御賛同いただけるのは難しい状態でございますが、私どもも、よりよい形にするために職員も乗降調査をして、あと、事業者からも乗降データもいただきながら、どのような形に改正していくべきか日々考えながら、定期改正のときには御意見もいただきながら検討したいと思います。

○小川委員 ぜひ検討のほうをお願いいたします。もう結構な苦情をもらって

ますので、よろしくお願ひします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○奥田委員 今回の確認なんですけど、ハラソ線のしお学舎前ですね、梶賀から来て、古江通って、これ、民宿前というのは、ここで言う民宿前というのは、名柄の民宿前のことを言うておるんですよね、どうですか。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 それでございます。

○奥田委員 じゃ、今、小川委員が、そこまで行かんでいいやないかという話もございましたけど、民宿、名柄の停留所を越えて、まだ民宿までのところまで行って戻ってくるという形なんです。それ、相当ありますけどね。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 転回場所、現在の時刻でございまして、両線ともハラソ線とも、八鬼山線とも、転回場所が名柄地区のほうの広場を御利用させていただいております。その点で、路線がありますので、民宿前という部分も停留所をつくらせていただいたところはございます。

○奥田委員 そこで転回していくということだよ。

それで、もう一個だけ、野地町が入っていないんですけど、ハラソ線も八鬼山線も、尾鷲へ来るときは野地町でたしかおりれて、帰りが乗れんという話がありましたが、今回どうなっておるんですか、野地町は。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 現在のダイヤのほうを踏襲させていただいて、下り線、尾鷲駅から輪内方面へ向かう部分に関しては、停留所を置く改正を行っておりません。

○奥田委員 それ、よく聞くんですけど、なぜ、野地町でおりれて、帰り乗れないのかという、その駅まで歩いていかないかんという苦情をよく聞くんですけどね。何とかそれは改正できなかったということですかね。前はあったんですけどね。

○森本政策調整課課長補佐兼係長 前回の29年の改正の際にそちらのお話もございまして、ただ、少し場所的にもすごい停留場の部分が待ちにくいとか、いろいろ話がありました。

総合的に、尾鷲駅のほうに向かうということで、利用者の方のアンケートでお声を聞きますと、尾鷲駅で乗っていらっしゃるというのが多かったものですから、改正前は尾鷲駅のほうに入っていないものでしたもので、その点を含めまして、野地町という停留所を少しなくした経緯がございまして。

○三鬼（孝）委員長 それでは、次に、情報発信のあり方の件について、よろしくお願ひします。

○三鬼政策調整課長 資料4について御説明をさせていただきます。

通知させていただきます。

本年度、情報発信の取り組みについて以前から強化を御指摘されているところでございますが、今年度、芝山調整監のもと、取り組みについて進めさせていただいておりますので、調整監のほうから説明をさせていただきます。

○芝山政策調整課調整監 それでは、資料4に基づきまして、現在の状況を御説明させていただきます。

情報発信につきましては、今年度に入りまして市役所庁内に情報発信ワーキンググループというものを発足いたしました。こちらは、各課、情報に一番タッチしやすい担当職員を中心に全部で14名の各課からの担当職員を選定いたしまして、おおむね月1会程度、今月発信すべき情報はどのようなものなのか、また、先月を振り返って、先月の情報発信のあり方はどうだったか、結果はどうだったかというようなことをワーキンググループの中で協議しながら、尾鷲市の戦略的な情報発信を進めていこうと、構築していこうという体制づくりでございます。主に、これまで御指摘をいただいておりますSNSを中心にした多様な発信の仕方というところを協議するという部署でございます。事務局は、秘書広報係のほうで務めさせていただいております。

特に、検討内容、真ん中のところでございますけれども、どういうところに力を入れているかというところでは、これまでも、既に各課各担当でSNSで情報発信されているところもございますが、そういうところとうまく連携調整をするというところと、あと、必ず定時毎日、毎時同じ時間まではなかなか難しいんですが、毎日必ず情報発信をするというところで、尾鷲市の公式ツイッターは、例えば余りネタが、ネタというか、発信すべき内容がない日でもお天気のことを話してみるとか季節のことを話してみるとか、そういった形で必ず定時では発信できるようなということを、今、尾鷲市の公式ツイッターと、それから商工観光課がつくっておりますツイッターでやっております。そこに各課からの随時随時に発信すべき内容を層を厚くしていくというような形をとっていこうというふうにしております。

現在のところ、尾鷲市は公式ツイッターというところを中心にやっていますが、最終的には、より深く見ていただくためにはブログというやり方、これも無料でできるブログも今ありますので、こういったところやフェイスブック、インスタグラムというようなあらゆるツールを使いながら、一つの情報をいろんな手段で発信するような体制をこれからつくっていこうとしております。まずは、今、公式ツ

ITTERのほうでやらせていただいております。

特に、もう一つ、SNSの強みという点では、これまではイベント等に関してはチラシやポスターができ上がってからお知らせする、マスコミに発表するというようなやり方が主流でしたが、SNSに関しては、もう第1回目の検討会議を開くときから、もうその会議の風景を写真などでお知らせして、こういう、例えば港まつりの会議が開かれましたとかそういうことをSNSでつぶやいていくというようなやり方で、当日までに見ていただいている皆さんと一緒に盛り上げていこうというような、事あるたびに発信できるという強みを生かした発信にワーキンググループの中で協議をしております。

2番の一番下の段でございますが、現在では、尾鷲市の公式ツイッターの状況とこののをまとめております。

これを毎月毎月ワーキンググループの中でもこういった数字も追いかけてながら検証したいというふうに考えていますが、6月11日、資料作成した時点で尾鷲市の公式ツイッターはフォロワー数、これは登録をさせていただいている方の数を言います、フォロワー数は106人ございました。これは、先ほど見ましたら109人に3名ふえておりました。本日現在では109人にふえておりました。

ツイート数、これは職員が投稿した数です、投稿した数が102件。これもきょうの段階では109件にふえております。

インプレッションというちょっと難しい言葉が出てきておりますが、これは、公告の中では公告が表示された回数をインプレッションと言うということです。直訳では印象という、英語の直訳では印象なんです、印象に残ったということが転じて公告に表示されたということで、尾鷲市のツイッターを通して公告表示されたというのが2万3,976件、これは、直近の28日間の集計ということでございますが、というような数字があります。

今まで過去に尾鷲市の各担当が投稿した中で一番表示された回数が多かったのが、宮之上小学校5年生のヒラメ放流という5月22日の記事でした。以下、上位5件はこのような内容でございましたので、こういったことも、どういう内容が評価されやすいのか、見ていただけやすいのか、動画や写真が多いというのがそういうことになってくると思いますが、そういったことを今後検証しながら、より積極的な広報に努めたいと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

情報発信の取り組みについて説明がありました。

何かありましたら御発言を。

- 三鬼（和）委員　情報発信するという中では、非常に予告の段階でポスターの図柄とか抽象的なものを含めて、そういうのを多く発信するというのが大事じゃないかなと。それと、結果というのかな。やっておる最中というのは、ハッシュタグを利用していただくと、見ている、例えば花火見ている人らがおわせ港まつりってハッシュタグでやってもらったら、やっておることが映るといふことがあるもので、花火、例えば、雨でやるかやらんかというのも、こういったのを習慣づけると、データの的にはこういうを見ている人が多いというのがあるのと。

それから、インスタを使うと、フェイスブックとツイッターかな、連動できるというのがあったりとか、ブログを使うとフェイスブックとツイッターへ連動できるというのがあるので、もっとその辺を上手にさせていただくと、こういった自治体で有名になったのが、前の武雄市長ですけど、武雄市長は、きょうの武雄市は晴れていますとか、祭りが始まりますのでにぎやかになっていますとかって、そういう毎日上げるので有名になったんですね。

今、鈴木知事が三重県のトピックスみたいなやつをツイッターとかインスタとかでフェイスブックなんかでどんどん上げておるので、できたら市長にも練習してもらって、簡単なものからでもやって、一般の人がやるよりか市長がやるのは大きいので、唯一無二の人ですから、尾鷲市にとっては、そういったのをして、いろんな事業をしたときの事業効果もプラス上がるように今後も努めてほしいなと思います。

- 芝山政策調整課調整監　今、御意見いただいた、全くそのとおりだと思います。ハッシュタグにつきましても、今は各担当課ごとに任せている状態なんですけど、今後、課題となっておりますワーキンググループの中でも効果的なハッシュタグのつけ方とかあると思いますので、どういうキーワードを使うかというのをまさに考えていこうとしております。

それと、インスタグラム、ブログ等というのは、見ていただく深さというのは、ブログなどをセットするほうがより深く見ていただけますので、今後の課題として今から取り組んでまいります。

- 上岡副委員長　やっとならツイッターも軌道には少し乗ってきたと思うんですけども、検討は、個人のツイッターとは、市のツイッター、ちょっと違うと思うので、検討いろいろしていただいたらいいんですけども、まず、フォロワー数、ちょっと出だしが少ないと思うんですけども、何か月でどのぐらいを目標かというのが

あると思うんですけど、お伺いできますか。

○芝山政策調整課調整監　　今、資料に載せていただいている数字、決してこれは副委員長御指摘のとおり、多いものではございません。

今、県内の各公式ツイッターの状況も調べているんですけども、一番多いところで、今、フォロワー数で桑名市さんの7,440という数字。ただ、これは2010年の開設ということなんです。

ちなみに、一番直近で似ているのが三重県のツイッターがほぼ同時期に、少し三重県のが早いんですけど、それが今、三重県で215人というフォロワー数です。ですので、時間経過とともにふえていくというのは当然フォローについては多いんですが、目標の数字というのは、こういった数千件単位まで上げていく、それをどのタイミングで上げていけるのかというのを、そのためには、情報発信力のある、インフルエンサーとよく言われますけれども、発信力のある方とつながらせていただいて、その方が尾鷲市のツイッターをリツイートしていただくとかそういうようなことも考えながら、ここは戦略的に攻めていくべきところだと思っています。

○上岡副委員長　　大きくはそうなんですけれども、まず、尾鷲市、市の職員さんでも、何人いるんですしたっけ、170名。議員さんでも13名。家族も含めたら、200人、300人はあつという間だと思うんですよね。まず、身近なところでの数字を目標を決めていただきたいんですけども、まずその辺、またよろしく願いします。

○芝山政策調整課調整監　　今、御提案いただいた職員等への状況というのは、これはもう直ちにやらせていただきます。

また、目標数につきましては、また、ワーキングの中でも皆さんで設定して、その都度お知らせしたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　他にございませんか。

○奥田委員　　ぜひ情報発信、積極的に取り組んでいただきたいと思うんですけど、2点ほどありまして、まず一つは、情報発信をする上での、当然情報管理というか、危機管理というのが必要になってくるとは思いますけど、その辺のガイドラインとか、その辺はどうなっていますか。

○芝山政策調整課調整監　　公式ツイッターを2月に設定するときに、ガイドラインマニュアルというのをつくっておきまして、それに基づいて運営を今しているところなんです。

○奥田委員　　じゃ、ガイドラインはできているんですね。また、それ、僕らはも

らえんのかな。僕らは要らんのか、別に。

○芝山政策調整課調整監　　ごめんなさい。2月の段階でもしお出ししていないようでしたら、また提供させていただきます。

○奥田委員　　それと、ホームページとかこういうツイッターとか、こういう情報通信をどんどんやってほしいんですけど、一方で、掲示板があるんですよ、掲示板、市の掲示板。広報の掲示板ね。

前に、僕の家の前にもあるんですけど、近くには末広町の踏切のところにもあるんですけど、そこにポスターが2枚張ってあったんですよ。一つは、港まつりのポスター、それから、もう一つは、11月にある尾鷲節コンクール、もう今ごろ張っているんですけど、すごい気合いが入っているなど。加藤市長の肝いりですから相当気合いが入っているなって感じがするんですけど。

ただ、今ごろ張っていると、もう剥がれる。この前の雨で港まつりのは飛んでいって、どこにもないんですよ。多分、毎年なんですけど、すぐ飛んでいくんですよ。多分、11月の尾鷲節コンクールのやつも、多分そのうちに大雨で飛んでいくと思うんですけど、その辺の広報の掲示板というのが、どうなんでしょう。すぐあれ、張っても飛んでいくんですよ。あの辺の管理、こういう情報通信も含めた広報の掲示板というのは、どのように、今、政策調整課は考えておるんですか。

○芝山政策調整課調整監　　それぞれ、そういう掲示板、紙媒体の掲示板とか、こういうデジタルでの掲示というのは、いろいろメリット、デメリットはあると思うんです、強み、弱みというのがあると思うんですね。まさに、ポスター等を張っていくというのは、どうしても雨に弱い、長持ちしない。ひょっとしたら剥がれてしまう。剥がされてしまう。そういったことを、これはつぶさに回っていったときに、気づいたときに、また、そこを新たなものを張り直すとかそういったことをやっていくしか方法はないと思います。ですので、そういうような情報も、皆がこういう情報発信ということを意識する中で、それぞれ市内動いたときに、こういうポスターが剥がれているとか、これが古くなっているなどいうのをそれぞれが意識し合っているような形も、またぜひ今の提案を共有させていただきたいというふうに思います。

○奥田委員　　僕、その辺のバランスというか、両方大事だと思うし、当然、広報おわせの毎月出しているあれも当然必要だと思うし、その辺のところ、よくあれしで考えてやっていってください。お願いします。

○三鬼（孝）委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 なければ、これで政策調整課の審議を終了いたします。

午後は1時半から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

(休憩 午後 0時30分)

(再開 午後 1時28分)

○三鬼(孝)委員長 午前中に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、市民サービス課の議案40号について、説明求めます。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算書(第2号)及び予算説明書に基づき御説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算書(第2号)及び予算説明書の8ページ、9ページをごらんください。

歳入でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額2,069万9,000円を追加し、1億9,098万1,000円とするものでございます。このうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、2節総務費雑入の一般コミュニティ助成事業助成金240万円の追加でございます。住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す目的で、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ活動に直接に必要な設備等の整備に関する事業に対し助成されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティセンター費は、補正額240万円を追加し2,437万6,000円とするものでございます。全額一般コミュニティ助成事業に対する補助金240万円の追加であり、特定財源のその他240万円は、先ほど歳入で申し上げた一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

補助対象となる事業につきましては、今年度大曾根地区において実施されます太鼓、篠笛等の整備事業で、整備することにより現在休止している各教室の再開等に取り組み、地域コミュニティ活動の醸成に努めるものでございます。

議案第40号についての説明は、以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

市民サービス課からの議案第40号の説明が終わりました。

何かありましたら御発言願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、市民課に係る議案40号の審査を終わります。

続きまして、報告事項がありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○宇利市民サービス課長　それでは、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例案に対するパブリックコメントについて御報告いたします。

委員会資料1ページをごらんください。

パブリックコメントの募集期間は、平成31年3月18日から令和元年5月17日までであります。ホームページ、本庁舎市民サービス課及び各コミュニティーセンターにおいて募集を行いました。

ホームページの閲覧者数が494件ございましたが、寄せられたコメントはゼロ件という結果となっております。

この結果を受け、今後につきましては、資料2ページ以下の条例案を令和元年度第3回定例会に上程し、議決をいただいた後、審議会の委員選定など来年度の施行に向け各種整備を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告事項について何かありましたら、御質疑ありましたら御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

○仲委員　条例見せていただいたんですけど、これはこれであれなんですけど、条例をつくるに当たりまして、市内の空き家の数とか、管理が行き届いていない家屋とか、危険家屋というのは調査していますか。

○宇利市民サービス課長　済みません、今回の条例の上程の準備に当たり、改めてということはやっておりません。以前行いました、平成25年度に行いました空き家の調査等を活用しながら、今後の空き家等の計画に向けて準備を行ってまいりたいというふうに考えております。

○仲委員　それはそれでいいんですけど、条例、9月議会に制定されて、その後

のあれなんですけど、第7条なんか、特定空き家等に指定された場合、いろんな縛りがあるんですけど、条例を制定した事の情報を知り、どのように考えています。

○宇利市民サービス課長　　まず、今回過料という部分がございます。警告に伴う過料という部分がございます。それ以外にも20万円というような部分もございますので、市民の皆様には極力施行までの間に情報を周知していきたいというふうに考えております。

○小川委員　　まず、これに載っていない、条例に載っていない部分というのは、特措法を基にしてやっていかれるんですか、まず確認で。

○宇利市民サービス課長　　もともと特措法に基づいて、その部分以外の部分を条例化するという考え方に基づいて条例案をつくっております。

○小川委員　　先ほど過料という言葉が出たんですけど、市の中で過料の上限というか、5万とかそんなのは決まっていらないんですか。

○宇利市民サービス課長　　この部分につきましては、法律のほうで過料が設定されておりますので、尾鷲市の部分というのについては、特に検討しておりません。

○小川委員　　じゃ、特措法に載っておる過料、違反があった場合に過料の25万とか50万というのがありますけど、そのとおりにやっていくということなんですよ。

○宇利市民サービス課長　　どちらの部分についても50万円以下、20万円以下という部分で設定されておりますので、その範囲の中で定めていくものになるかなというふうに考えております。

○小川委員　　過料の場合、強制徴収できますよね。罰金の場合にはできやんで、罰金の場合には、裁判所とか訴えないかんけど、過料の場合、強制徴収ということで、もし違反があった場合にやっていくんですか。

○宇利市民サービス課長　　法に基づかれていますものについては、そのとおりに執行していく予定をしております。

○三鬼（和）委員　　3条から4条、5条とあるんですけど、その所有者等の責務があったりとか市の責務がある中で、調査した結果、6条では特定空き家等に対する措置ということになっていて、下に解説には助言とか指導したにもかかわらずとあるんですけど、条例において、市は指導することができるかそういったことはうたわなくてもいいんですか、この辺のところは。

○宇利市民サービス課長　　現状において、指導の部分については、特措法に基づく形で実施をしていく予定をしております。

- 三鬼（和）委員　　ということは、調査等を行った結果、特定空き家に対する措置というところまで行くまでには、必ず市のほうから指導なり何なり、勧告なりということはやるということを入れていくということ、必ず、そこへ。
- 宇利市民サービス課長　　その部分につきましては、まず、市のほうで調査をする場合と、住民の方からの、こういう空き家があるというような話がある場合、いろいろあるかと思うんですけれども、まず、その最初の段階で調査というか、そこがどういった状態なのかというものについては、調査を現状と同じような形で実施はしていく予定としております。
- 三鬼（和）委員　　言ったことの繰り返しになると思う。市民課としては、そういうほかの市民からでも、空き家が危ないとか、こういうことがあるという、ここへ市民サービスのほうへ申し出があれば、訴えがあれば、それは今までみたいな調査とか現地調査とか、それはやった上で条例に基づいた措置を進めていくということでもいいんですか。
- 宇利市民サービス課長　　詳細については、審議会を立ち上げた後、細かい打ち合わせはする必要があるかと思うんですけれども、現状においては、従前と同じような取り扱いで、まず、市として見に行くと。その後、審議会に諮る必要があるというような部分で、審議会に意見を聞くというような流れになるかというふうに考えております。
- 三鬼（和）委員　　あわせて、審議会なんですけど、具体的に審議会のメンバーという方は、具体的にはどのような方をお考えですか。
- 宇利市民サービス課長　　正直言いまして、審議会のメンバーの選定が物すごく難しいなというふうに考えております。どうしてもある一定以上の専門知識を持っておられる方、それが近隣で見つけられるかという問題もありますし、現状、市内の方じゃないほうがいいのかとかいろいろ意見が出るかと思しますので、それについては、どうしても今後詰めていかないといけないと。どうしても審議会メンバーとなると、弁護士であったりとか、建築関係を、その方のもともとされていた方とか、そういう部分の専門的な意見が持っておられる方を探すということになるんですが、それが近隣で見つけられるかという問題もありますし、そこは、もうちょっと慎重に検討していきたいなというふうに考えております。
- 小川委員　　国の補助金とかも出ますけど、空き家対策計画を立てた場合じゃないと補助金につかないと思うんですけど、その空き家対策計画というものは立てられる予定はあるんですか。

○宇利市民サービス課長　　空き家対策計画についても、審議会に諮りながら、空き家対策計画の策定は必要であるというふうに考えております。

○野田委員　　先ほどの審議会の件なんですけれども、これは、市長の諮問という形になるもので、先ほどどういう人を選出というか、決めていくかというところが大きなキーポイントになるんですけども、今後のことで、市民課だけでは人選とかいう部分是对応できないのかなと思うんですけれども、市民サービス課では対応できんと思うんですけれども、法務課とかそういうポジション的な部分は、尾鷲市の組織体でどこが管理するんですか、こういう法務的なところは。

○宇利市民サービス課長　　現状、法務部門を担っている、確かにここが法務部門というような記載がないかと思うんですが、条例案を上げたりという部分においては、総務課のほうで一部内容を確認していただいたりという部分はあるかと思いません。

○奥田委員　　それって、お伺いしたいんですけど、今、尾鷲市もかなり空き家がふえてきて、もう崩れかかっているというか、もう崩れておるような廃屋みたいなものもありますけどね。

それで、空き家対策の特措法、これができてもう4年ぐらいたつのかな。27年やったね、4年ぐらいたつんですけど、それで、紀北町は、たしかもう代執行も以前していましたよね。

近隣市町も含めてどうなんですか、国全体で空き家対策というのは、どの程度進んでおるんですかね。その辺、どうなんやろうなと思って。

○宇利市民サービス課長　　申しわけないんですけども、どの程度というのを今、数値でお示しすることはできないんですけども、温度差が結構ありまして、進んでいるところと進んでいないところ、割と明暗がはっきり分かれているような状況だというふうに理解しております。

○奥田委員　　わかればいいですけど、三重県はどうなんですか。もう紀北町とか近隣市町も含めて。

○錦市民サービス課係長　　済みません、全てを把握しておるわけではないんですけども、空き家の関係で代執行をやられたというのは、先ほど申された紀北町もございまして、あと、菰野町もやってみると聞いております。あと、名張のほうもやったというような話はお聞きしております。今私がわかっているのは、3カ所でございます。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 三鬼(孝)委員長 なければ、これで市民サービス課の審査を終了いたします。
御苦労さんでした。
暫時休憩します。

(休憩 午後 1時43分)

(再開 午後 1時45分)

- 三鬼(孝)委員長 委員会、再開します。

それでは、建設課ですけれども、議案第40号の説明を求めます。

- 高柳建設課長 それでは、建設課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案第40号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、建設課に係る予算について御説明いたします。

通知をいたします。

予算説明書の8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入についてでございますが、15款県支出金、2項県補助金、3項衛生費県補助金、2節清掃費補助金の発電用施設周辺地域振興事業費補助金につきまして233万3,000円の減額でございます。こちらは、先の本会議の質疑におきましても御質問もいただいたところでございますが、同補助金の原資となる国の電源立地地域対策交付金に県内の発電電力量が県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っているとの要件を満たさなくなり、昨年度末に三重県から同補助金の交付中止が確定したとの通知を受けたこと、そのため、今定例会において減額補正を行うものでございます。

通知をいたします。

予算説明書の12、13ページをごらんください。

続きまして、歳出でございます。

4款衛生費、4項下水道費、1目下水道整備費につきまして、補正前の額925万円に対しまして補正後の額691万7,000円で、233万3,000円の減額でございます。その内訳でございますが、15節工事請負費につきまして、大雨時の浸水、冠水対策とともに、堆積土砂による悪臭防止を図るものとして、市内中川地域における中川・矢ノ浜幹線下水路のしゅんせつ工事として当初700万円を計上しておりましたが、発電用施設周辺地域振興事業費補助金が交付中止となったことから、その分を減額し、補正後の工事請負費の額466万7,000円の予算額

に応じて事業計画の見直しを行ったものでございます。

通知いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。

こちらは、本年度の実施予定箇所でございますが、交付中止の確定通知後、現地の堆積状況などを再調査を行った結果、本年度につきましては、資料の位置図の赤い色で着色した範囲の中で堆積の著しい箇所を中心に土量を調整しながらしゅんせつすることで一定の浸水防除や悪臭防止などの事業の実施効果が確保できるものと判断し、当初予算に計上させていただいた一般財源の範囲内で工事を実施したいと考えております。

令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）に係る説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

建設課に係る議案40号の説明、終わりましたので、御質疑ある方は、御発言願います。

○楠委員　当初のときと、今回設計変更が起きた部分等の距離だとか対象となる区域は、変わっていないでよろしいんですか。

○高柳建設課長　工事の対象とする範囲につきましては、当初の計画の範囲でございます。その中で、しゅんせつの土量、そこ、どこが一番たまっているかというところを再度確認させていただいて、少し当初予算に比べるとしゅんせつできる土量は減るのでございますけれども、その水路の流下能力を阻害している部分、そこを中心的にとれば、一定の浸水防除の効果が発揮できるというふうに判断した次第でございます。

○楠委員　それで460万ぐらいの事業費になっているということで、しゅんせつする場所もある程度限られてくると。となると、今回の資料の中には、基本的には、こういう場所だというのは、まだ特定はできないということですか。

○高柳建設課長　詳細な場所につきましては、資料には落とし込んではいませんが、下の写真にもつけてございますように、水路が曲がっているところの例えば内側がよくたまるとか、急に広がっているところがよくたまるとか、その水路の状況状況によって堆積状況は違ってきます。その中で、ある程度、一番流下能力を阻害しているところ、そこを中心にとることで、まずはその浸水防除の機能というのは確保できるであろうというふうに考えてございます。

○楠委員　最後にします。

そうすると、460万という積算が、どういうことを根拠に、今言った堆積した場所だと言うんだけど、量だとか距離だとかというのがどういうふうに積算しているんですかね。

○高柳建設課長　堆積土量につきましては、現状どのような形で堆積しておるかというのは、一旦把握をさせていただいています。その中で、以前、しゅんせつさせていただいたのが約50立米というしゅんせつ土量でございました。それに対しまして、今回予算額を少し見直したことで、実際にしゅんせつできる土量といいますが大体35立米ぐらいかなというふうに考えておるんですけれども、そのしゅんせつをすればするほど、次の維持管理という意味では、スパンというのは短くなってこようかなとは思いますが、現状の予算の中で最大限の効果、発揮できるかなということで、計画を見直させていただきました。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

○三鬼（和）委員　しゅんせつって、中電さんが入る土地の前に一番最終的にすつと見ると、結構砂状というのか、そんなに汚れておるあれじゃないんですよね。私も前、仕事の関係で、上段にある、通称ヤナギサンというのかな、このことでしゅんせつの途中のところでも個人的に塗布ってことをしたんですけど、ここって42号線から上の地形はわからないんですけど、ほとんど市営グラウンドの土を埋め立てたやつが、全部これへ流れよるんじゃないんですか、2カ所とも。市営グラウンドのほうを何とか、土どめというのかな、あそこ、側溝より高いぐらいに土、埋め立てするじゃないですか。これ、するたびに雨が多いいところですので、これが全部流れよるんじゃないかいなと素人的に思うんですけど、どうなんですか。2カ所とも市営グラウンドから来ている水路ですよ。

○高柳建設課長　委員の御指摘のように、位置的な関係で言いますと、グラウンドから入ってくるものもないとは言い切れないかなと考えています。

それで、砂の状況から見ると、どちらかという砂というか、それに近いようなものがあるというのも、一定、そういうグラウンドからも入ってきているのはあるかなと思います。

ただ、その原因を特定するというのはなかなか難しい状況ではございますので、そこをとめたから必ずもう全てなくなるかということではないとは思いますが、私も一度確認をさせていただいて、もし堆積土砂が少しでも減るような方向で、費用とその効果、どちらをやるのが有利かというのはありますけれども、もし、一定の効果があるような策があれば、また検討させていただきたいなと考えます。

○三鬼（和）委員　これは、議会の委員会でも、当時の総務か建設系の委員会、一度言ったこともあるんですわ。上のほうのところ、市営グラウンドの側溝、あれ、深い、かなり。そこから線路の下を通して、田んぼのところからセキザワさんの横を抜けるというので、そういう同類の土が流れておる傾向というのは把握したというか、いたということがあるので、あの辺も市営グラウンドの土を入れたりとかも大事なことですけど、それも踏まえて、今言われたように後で取るほうが費用が安くなるのか、市営グラウンドのほうを何とかするほうが済む問題かということ踏まえて、課長プロなので、プロってことなので、見ていただきたいなと思います。

○高柳建設課長　今いただいた貴重な御意見として、また確認をさせていただいて検討のほうをさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで補正予算の審査を終わります。

続きまして、報告事項が2件ありますので、よろしくお願ひします。

○高柳建設課長　それでは、続きまして報告事項でございますが、中村山公園の充実に向けた取り組みについてといたしまして、現在の建設課の取り組み状況、それから、今後の予定について御報告をさせていただきます。

通知をいたします。

委員会資料の2ページをごらんください。

まず初めに、これまで中村山公園に対していろいろ寄せられてきた御意見なども踏まえまして、中村山公園の現状や課題というものをまず最初に整理させていただきました。

まず、1点目といたしまして、中村山公園の利用面についてでございますが、市民の方などから、中村山公園のイメージとして、鬱蒼とした雰囲気、暗いイメージがあるということですか、遊具等の老朽化、トイレがくみ取り式で使いづらい、また、使うことにちゅうちょするというような御意見もいただいております。そのため、現在の状況といたしましては、誰もが遊びに行きたくなるような公園としての魅力がやや不足しているのではないかとこのように考えているところでございます。

一方で、2点目といたしまして、中村山公園の持つ特徴、いわゆる強みといたしまして、市内中心部に位置する好立地ですとか一定の標高を有するという特徴もあり、発生が危惧される南海トラフの巨大地震発生時の緊急避難場所としても位置づ

けられ、避難路についても整備が進められてきました。

さらには、桜などの自然が残される身近な里山として、また、その標高を生かした眺望の確保についても、近年NPO団体の皆様の御協力のもと取り組みが進められており、春には市民の触れ合いの場として桜祭りですとかわんぱく相撲大会なども開催されるなど、その利用価値の高まりも期待されているところでございます。

次に、3点目といたしましては、同公園は昭和40年代に都市公園法に基づく近隣公園として供用開始され、その後、平成に入ってから遊具や東屋なども整備されてきましたが、現在におきましては、施設の老朽化修繕、あるいは、その安全性の確保、それから、枯損木ですとか危険木の管理など、限られた予算の中で維持管理費の確保が喫緊の課題の一つとなっているところでございます。

そのような現状や課題のある中で、建設課といたしましても、それらの課題の解決や魅力の向上を図ることが急務であると考えておりまして、今後、中村山公園の充実に向けた取り組みとして進めてまいりたいと考えてございます。

その取り組みの方向性といたしましては、まず、誰もが親しみ来園できるような公園とするため、公園の雰囲気や施設の改善、充実に努め、まずは公園の魅力を向上させることが必要であろうと考えております。その検討に当たりましては、市民の皆様のニーズや意見を取り入れるとともに、現在も中村山公園の整備に御協力をいただいているNPO団体の方々を初めとする皆様とも相談をさせていただきながら、引き続き共同で進めていきたいと考えております。

次、市内の中心部に位置する好立地条件ですとか、残された自然、標高を生かした眺望や避難場所としての活用など、中村山公園の有する特徴も十分に活用しながら、それらの強みをより一層充実させることも重要であると考えています。

また、それらの新たな取り組みを検討すると同時に、現状の老朽化した遊具の改修や更新、樹木の管理などをいかに効率的に行うか、また、厳しい財政状況の中、それらのコストをいかに縮減できるかを検討しながら、新たな財源の確保や整備手法、実施時期について検討し、それらの実施に当たっては、NPO団体等の多様な主体の御協力も得ながら、取り組みの実施主体についても検討してまいります。

3ページをごらんください。

次に、今後中村山公園の充実に向けて具体的な検討を進めていく中で、既に着手済みの取り組みですとか、短期的に実施可能な取り組みとして近く予定している取り組みについて御報告させていただきます。

まず、本年3月でございますが、春に開催される桜祭りに先立って、NPO団体

と協働で公園の下草や枝払いなどの剪定作業を実施し、およそ100年ぶりに新種として発見されたクマノザクラの記念植樹を実施いたしました。

また、本年度当初予算に計上させていただいておりますが、みえ森と緑の県民税市長交付金を活用し、枯損木や危険木、景観上支障のある樹木の伐採を樹木医の方やNPOの皆さんとともに意見交換を行いながら樹木を剪定いたしましたので、現在実施に向けて準備を行っているところでございます。

次に、中村山公園のトイレの充実に向けて、現状でできる取り組みといたしまして、生涯学習課とも協議をさせていただきながら、天文科学館のトイレを活用し、水洗トイレが常時利用できるよう天文科学館の扉や壁の改修を行い、本年5月から利用いただける状態となっております。

また、利用者の安全確保を図るものとして、亀裂が確認され崩落のおそれのあった園路ののり面につきましても、梅雨時期に入る前に対策を実施させていただいたところでございます。

今後も、中村山公園の充実に向けた取り組みの検討の中で、市民の皆様のニーズも聞きながら、すぐできること、すぐにやらなければならないことは、予算の範囲の中ではございますが可能な限り速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の取り組みの検討の予定でございます。

まず、中村山公園を将来どのような姿にすべきかというものを、まず先ほど説明させていただいた現状ですとか課題なども十分に踏まえながら本年度より検討を進めていきたいと考えております。

そのため、まずは魅力ある公園の整備を図るため、建設課におきまして、NPO団体や関係各課、関係機関等々と協議を行いながら、中村山公園のあるべき姿、目指すべき姿の方向性について整理を行い、たたき台としての素案の作成を進めたいと考えております。

次に、その作成した素案に対しまして、利用者である市民の方々から意見を聞くため、本年度に市の広報ですとかホームページを活用させていただいて、アンケート、意見募集を実施したいと考えております。

その後、市民の皆様からいただいた意見、要望、課題を抽出の上で整理し、中村山公園に求められている将来像について検討を行い、公園の充実に向けた計画策定を進めていきたいと考えております。

次に、中村山公園の将来像を実現するための具体策の検討についてですが、そこで避けて通れないものとして、予算の確保をどうするのかというような課題もござ

います。

そのため、具体策を検討するに当たりましては、整備手法の検討として、市民のニーズを実現するための整備のやり方自体そのものや、ニーズを満たすための代替案がないかなど、コスト縮減の観点から検討を行います。

また、その事業内容につきましては、実現の可能性や、その概算費用も検討しながら、短期的に実施できるものや今後の数年間で中期的に実施を目指すもの、今後の財政状況等に応じ時期を見て実施をする長期的な計画として分類するなど、事業内容に応じた整理を行っていきたいと考えております。

また、財源の確保といたしましても、活用可能な財源や交付金事業など有利な事業メニューについても確認を行い、あわせて、それらの取り組みを、行政が実施すべきもの、NPOの方々や市民の参画をお願いするもの、または官民で協力しながら実施するものなど、実施主体についても整理をしていきたいと考えております。

そして、それらの検討を進めながら、本年度内をめどに、市民の皆さんの意見も聞きながら中村山公園の充実に向けた計画としてとりまとめていきたいと考えております。

最後に、4ページには、中村山公園の現状の施設の配置図、5ページには、先ほど説明させていただきましたこれまでに進めてきた取り組みとして配置図に落とし込んだものを資料として添付させていただきました。

説明については以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

中村山公園事業の進捗状況について御説明ありましたけれども、この件について御質疑ありましたら、御発言願います。

○内山委員　天文科学館の水洗トイレの活用については、念願だったといえますか、これまで児童の遠足などにも使われていて、トイレの利用が困難であるという理由から、1階中央公民館のトイレまでおりてトイレをしてくるというような形もとられていたようなので、大変ありがたいことなんですけど、天文科学館の水洗トイレの使用状況、使用方法、詳細などわかっているところがありましたら。もういつでも使えるのか、それとも、どういうふうな使い方があるのか、お願いします。

○高柳建設課長　天文科学館の東側というか、北側というか、そちらのほうの外からの扉を開放させていただいて、そのすぐ入ったところにトイレがあるんですけども、その中に、外からは施設の中に入れられないような壁を1枚つくらせていただきました。そのため、天文科学館がやっていない金土日以外のときとかでも、外か

らはもう常時入れるような形で使っていただけるというような運用を今行ってございます。

○内山委員 夜間とかそういう防犯的にも問題があるような時間帯は使えないという認識でよろしかったでしょうか。

○高柳建設課長 今現在、どのような形で開放させていただくかということについていろいろ検討はさせていただいたんですけれども、職員の方が施錠をするとか、あけに来るとか、天文科学館自体も不定期ですので、不定期というか、常時ではありませんので、まずは一旦常時開放させていただくような形でまずは利用いただいて、もし委員御指摘のような、例えば夜間、何か問題が生じるようなこととか、何かいたずらとか、防犯上の問題とか、そういうたまり場になってしまうとかいうようなことが散見されるようなことであれば、また運用については見直していきたいなというふうに考えています。ですので、当面の間、そういう形で運用させていただいて、我々建設課としても施設の状況なんかも密に見せていただいて、様子を見ながら検討していきたいなというふうに考えています。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

○野田委員 まず、建設課の動きは速いなということで、スピーディー感があるなということの一ついい意味で評価させていただきたいと思います。まず1点です。

それと、中村山公園の将来像という部分で、非常に尾鷲にとっては一つのキーになる課題を上げているのかなと思っているんですけれども、財源の確保については、先ほど三重県の県民のそういう緑の税とか、あと、まちづくりという面から中村山公園を拠点とした形というような補助金というのは考えられているんですか。

○高柳建設課長 まずは、都市公園ということになってございますので、まずは、公園として整備できる交付金とかそういうものについてはいろいろ調べさせていただいたんですけれども、どういうものをするかにもよりますけれども、ある程度一定の規模以上の事業が対象になるということで、それなりの金額のかかるような計画を立てた場合には交付金事業としてもなり得るというふうには確認させていただきました。

今おっしゃっていただいたような、それを軸としたようなまちづくりの交付金とかというのは、今後勉強させていただきたいなというふうに考えています。

○野田委員 最後の一つ。

いろんな予算のことがついて回ってくるんですけれども、クマザクラですか、こういう分の伐採とかというのは今年度予算にも多少計上されていたと思うんですけ

れども、今年度と来年度とか、そういうところをちょっと教えていただきたいと思
います。

○高柳建設課長 先ほども説明させていただきましたが、本年度当初予算で30
0万という県民税のほうを活用した危険木、枯損木の伐採ということで予算計上さ
せていただきました。

こちらのほう、いろいろ関係者の方ともいろいろ、どの木が優先的に危ないのか
なとか、どの木を切ると鬱蒼とした雰囲気と比較的解消されるのかなという、そう
いう視点でいろいろ相談をさせていただいたんですけれども、今のところ、10本
程度、10本か11本、2本というぐらいの予算、今の予算の中では本数が対策を
とれるかなと。

ただ、それで今年度は一応やらせていただくんですけれども、来年以降も、例え
ば、もう少しここを切ればこういうような眺望も確保できるとか、そういう部分も
出てくると思いますので、また、木についても、今、現状目につかないような危険
木、枯損木等も今後も出てくるかと思しますので、このあたりはまた状況を見て、
来年度以降、予算を計上させていただくかどうかというのは判断していきたいなと
いうふうに考えています。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

○野田委員 もう一つは、中村山公園にトイレが別にあるんですけれども、そう
いうのも……。今、天文科学館のトイレの改修で、後々には24時間体制みたいな
形のお話をされていたんですけれども、もう一つのトイレのほうはどうなんですか
ね。そういう改修というか、そういう部分は、まだ考慮に入れていないというこ
とでよろしいんですか。

○高柳建設課長 今回、天文科学館を活用してということで一定少し利便性は確
保できたかなと思うんですけれども、今の現状のトイレを今後どうするかというこ
とにつきましては、あれを抜本的に水洗トイレに改修する、そうなれば、当然建設
費なんかも事業費なんかも必要になってくると思いますので、例えばですけれども、
今後の検討の中で、防災上の観点といたしまして、例えば水道とか電気、ライフラ
インがとまったときにも使えるように置いておくほうがいいのか、その辺について
は、建物自体が耐震性がないということもありますので、その辺は今後検討してい
きたいというふうに考えています。

○村田委員 今の話に関連してなんですけれども、建設課、防災と協議をしたこ
とってあるんですか、その予算の使い方。

○高柳建設課長　今回こういう形で取り組みを進めていこうという中で、まず防災危機管理課ともまずは1回打ち合わせはさせていただいたところです。

○村田委員　建設課だけの予算で中村山を大々的に整備をしていくというのは、これは無理があると思うんですよ、現在では。以前に、今、トイレの話が出ていましたけれども、防災の関係上で、例えば避難してきた人がトイレに困るとかいうこともあって、現在のくみ取りの便所を、トイレをほかの場所に移転して、敷地内で、10人ぐらいの対応できるような構想がたしかあったと思ったんですよ。その当時には防災と話をしているんでしょうし、総務のほうもかかわっておったように思うんですけれども、現在そういう話は全くないですか。

○高柳建設課長　今、委員御指摘のように、これをどうするかという、いろんな関係各課というのが当然のようにかかわってくると思います。ですので、今後、いろいろ素案をつくっていく中では、関係各課とも十分協議をする時間を設けて、いろいろなそういう防災上の視点ですとかそういういろんな視点で、いろいろ御意見はいただきたいなというふうには考えています。

○村田委員　都市公園の整備でやっていくということは、目的に、それはそれでよろしいかと思えますけれども、さっきも言ったように財源に限りがありますから、これ、防災ですよ。防災と相談をさせていただいて、手すりにしても避難をした方が安全におれるような手すりをつくるとか、そういったいろんな絡みで、防災のほうからの予算でやれる可能性があるものですから。防災というと、それは国のほうの補助事業もメニューもあるかもわかりませんから、ぜひ一応協議をさせていただいて、その上に立って、通常のときの、通常時の公園整備というような形で、建設課として進めていただくのは、これ、一番いいのかなと思いますので、ぜひ御検討いただくようお願いしたいと思います。

○高柳建設課長　ありがとうございます。

我々も公園にこだわらず、幅広に、そういう有利なメニューとかそういうものは、いろんなことを意見を聞きながらまとめていきたいなと思っています。ありがとうございます。

○三鬼（和）委員　枯損木であるとか危険木というのは、昨年、一昨年と、議会からの、特に中央町側かな、が木が伸び過ぎて危ないということで、予算をつけていただくということで、本年度どの木を切られるのかあれなんですけど。

それと、もう一点、この中に今後の取り組みということで財源の確保とかいろいろあるんですけど、特に、私、村田委員が前お世話させていただいてやっておる相撲

大会、孫が出るもんで行くんですけど、ああいったところも別の意味からいくとコミュニティということなので、コミュニティの助成金をお願いして、ベンチであるとか、そういった雨にも強いとか、ヒノキのベンチはよくないですけど、そういったものは可能ではないかなと思うんですけど、一度庁内、コミュニティの助成金もいろんな課が使いたいとは思いますが、中村山の不特定多数、大多数のコミュニティの場所と考えた場合は、鉄かセメントか雨にも強いとか、そういったベンチがもう少しあってもいいのではないかと。本当に大きな意味のコミュニティの場所だと思うんですけど、そういった検討とか庁内の調整というんですか、をされればいいのになと思うんですけど、その辺はどうですか。

- 高柳建設課長 いただいたその御意見、参考に、幅広くそういう視点も持って検討していきたいと考えます。
- 三鬼（和）委員 その宝くじなり何なりというのも、別段、道具ばかりではないと思うので、ぜひ、そういったところ、企画書なり、思いが届けば多分つくと思うので、あとは庁内調整しながら、そして、中村山の整備をここまでどんどん進んでいますよって、とめることなくやっていただきたいなと思います。
- 小川委員 またトイレの話に戻るんですけども、天文科学館を使わせていただけるということで、今の子供たちというのは、和式のトイレになれていないものですから。和式では我慢してしまうんです。ふなれな子供が多いので、和式のトイレがあっても行かないという子がおるみたいで、小学生でも便秘の子が多いみたいなんです、和式のトイレの場合。それ、洋式か和式で考え違ってくるかなと思って。もし和式だったら、便器だけ洋式に変えていただくというのも一つの手かなと思うんですけど、どうでしょうか。
- 高柳建設課長 まずは、一旦水洗トイレをとということではあるんですけど、それをいろいろと御意見に応じてまたグレードアップしていくということも当然考えていかなければならないかなと思うんですけども、まずは既存の施設を利用した形で御利用いただいた中でまたいろんな御意見をいただければ、予算とかの兼ね合いも出てきますけど、検討は必要かなというふうに考えますけれども。
- 小川委員 今の子供さんというのは、和式の便所に行ったことがないという子供もいるみたいで、その点は我慢してしまう。我慢して漏らしてしまうというのもあるみたいですので、検討していただきたいなと思っただけで。
- 三鬼（孝）委員長 他によろしいですか。
- 奥田委員 僕、これまでも中村山公園の整備ということは、いろんな委員の皆

さん言われておること、取り組みをしていくという、これについては、私、大変評価したいと思うんですけど。

でも、先ほど聞いておると、これ、財源ですよ。予算ですよ。それをどうするかというと、さっきから話聞いていると、有利なメニューを見つけてくるんやというような話で、ちょっとわかりにくかったんですけど、これを重点的に取り組むと言うのであれば、今、財政難ではありますけど、ここに思い切った予算をつけますよというようなことだったらわかるんですけど、そこまではまだ行っていないということなんですか。理念的に、思いをまとめたというレベルなんですかね。その辺、ちょっとわかりにくかったんですけど。

○高柳建設課長　今の段階では、具体的にこのものについては、事業、メニューを使っていうところまでは検討は至ってございませんが、一つは、まずは、国の交付金なり補助金なり、そういうものが活用できるようなものをまず活用していくというのが一つかなというふうに考えています。

あとは、その交付金として、こう、一定の要件が出てくるのであれば、例えば、公園施設の長寿命化計画をつくるというのも一つ重要なことかなというふうにも考えていますし、あとは、例えば、ここ、都市公園ということをお考えますと、例えば、都市計画税も一部活用させていただいたりとか、その辺は、また幅広に内容に応じて検討していきたいというふうに、今の段階では、具体的に、これについてはこうやというふうにはこれから検討させていただくところでございます。

○奥田委員　都市計画税は使えるんですか。使えるなら使いたいけどな。

○高柳建設課長　こちらは都市公園ということで都市計画決定も打たれてございますので、あくまで、これをこういう形で事業をやっていくという形で事業認可を取得して都市計画税を使うというのも一つの選択肢かなというふうに考えています。

○奥田委員　ぜひそういうのを考えていってくださいね。

それで、今回まだやっていないんですかね、危険木の伐採で、森と緑の県民税、300万ぐらいついていましたね、今年度。これ、まだやっていないのかな。ですけど、そういうことで、取り組みをやられているというのは、非常に僕はありがたいと思いますし、どんどん進めてほしいと思うんですけど。建設課として、最初に出てくる鬱蒼とした雰囲気、暗いイメージがあるとよく聞くんですよ。実際、あそこ、鬱蒼としていますよね。建設課としては、担当課としては、どのぐらい巡回しています。巡回というか、見ていますか、管理というか。

○高柳建設課長　一応、日常点検ということで、月一遍、ここの公園だけでもな

くて点検をして記録しておるところでございます。そのほかにも、いろんな気になることとかそういうことがあれば現場のほうには赴いて確認をしたりとかというのはやっておりますので、少なくともという言い方をすると、1回以上は点検という形ではやっています。

- 奥田委員 月1回でも、あれ、どれだけでもありがたいですけど、もうちょっと回ってもいいんじゃないですか、もうこれだけ力を入れるんだったらね。毎日とは言いませんけどね。週に1回ぐらいは回って、鬱蒼としたところ、剪定するとか。それと、今、市営グラウンドが、教育委員会のほうで、みんなで掃除しようじゃないかみたいな、草刈りか、草をやっておるじゃないですか。ああいうのを、もうちょっと、せっかくこういうふうな中村山公園を充実させていこうと言うて取り組むのであれば、もっと市民を巻き込む形で、そういうふうなことも市営グラウンドと同じような形でやってもいいんじゃないかなという気はしますが、どうですか、そういうこともぜひ考えてやってもらえませんか。いかがですか。もっと盛り上がっていくと思うね。

- 高柳建設課長 その辺についても、また今後検討させていただきたいと思えます。

- 三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（孝）委員長 私、報告2件と言いましたけれども、1件の誤りでございますので訂正いたします。

それでは、これで建設課の審査、終了いたします。御苦労さまでした。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時23分）

- 三鬼（孝）委員長 再開します。

それでは、水産農林課に係る議案第40号の説明を求めます。

- 内山水産農林課長 水産農林課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第40号の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について、補正予算書（第2号）及び予算説明書に基づき、水産農林課に係る予算について説明させていただきます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

通知します。

予算書の 8 ページ、9 ページをごらんください。

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税につきましては、新たに 1,338 万円を計上するものでございます。内容は、1 節森林環境譲与税 1,338 万円の増額でございます。これは、森林整備を進めるに当たり、所有者の経営意欲の低下、また、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在及び担い手不足などが大きな課題となっております。こうした課題を的確に対応し、森林資源の大切な管理を推進することが必要なことから、今回森林環境譲与税が創設されることになりました。

20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入につきましては、補正前の額 1 億 7,028 万 2,000 円に対しまして 2,069 万 9,000 円を増額し 1 億 9,098 万 1,000 円とするものでございます。内容は、9 節農林水産費雑入 1,519 万 9,000 円の増額でございます。これは、電源開発株式会社の送電線の接近木の伐採による補償料でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

通知します。

予算書の 12、13 ページをごらんください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農地費につきましては、補正前の額 596 万 9,000 円に対しまして 5,000 円を増額し 597 万 4,000 円とするものでございます。財源内訳は、一般財源 5,000 円でございます。内訳は、19 節負担金、補助及び交付金の 5,000 円の増額でございます。内容は、三重県土地改良事業団体連合会東紀州支部の付加金でございます。これは、平成 30 年度の東紀州 5 市町の農業基盤整備事業等の変更により事業費割による負担金がふえたためでございます。

予算書の 14、15 ページをごらんください。

2 項林業費、2 目林業振興費につきましては、補正前の額 4,429 万に対しまして 75 万 9,000 円を増額し 4,504 万 9,000 円とするものでございます。財源内訳は、一般財源である森林環境譲与税で 75 万 9,000 円でございます。これは、新規事業でございます森林経営管理事業は、森林環境譲与税を財源として実施する事業でございます。その内訳は、9 節旅費 27 万 8,000 円で、これは森林所有者への意向調査に係る普通旅費でございます。

11 節需用費 5 万 7,000 円で、これは意向調査に係る消耗品費でございます。

12 節役務費 4 万 2,000 円で、これは意向調査に係る通信運搬費、郵送料等

でございます。

13節の委託料38万2,000円は、森林所有者への意向調査を進めていく際にあわせて境界も明確化していく必要があることから、森林組合が保管している測量データ等を収集しGIS地図情報システムに落とし込みをかけることで、現在ある森林網の精度を高めるための事前調査委託料でございます。

詳細につきましては、市有林係長の千種より説明させていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長 それでは、行政常任委員会資料の1ページの資料1をお願いします。

森林環境譲与税について説明させていただきます。

森林環境譲与税については、森林を整備していくことが国土の保全や水源の涵養、災害防止につながることから、森林整備等に必要な財源を安定的に確保するために創設されました。

森林環境譲与税の額については、予定ではありますが試算表のとおりで、令和元年から3年は1,338万円、令和4年から6年は2,007万円、令和7年から10年は2,843万3,000円、令和11年から14年は3,679万6,000円、令和15年以降が4,515万9,000円となっております。

森林環境譲与税の市町村における用途については、民有林を対象として行う森林整備や公共建築物の木造・木質化による木材利用の促進等に関する費用となります。

事業の概要としましては、現在森林整備を進めるに当たり、森林所有者の経営意欲の低下や境界未確定の森林の存在が課題となっております。

そこで、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理事業により、森林所有者への森林管理についての意向調査を実施します。

対象となる森林は、管理が行われていない民有林の人工林等となっております。

意向調査の内容につきましては、現在の管理状況と今後の管理の見通しとして、みずから管理を行うのか、みずから委託先を探すのか、市町村に委託するのかとなっております。その後、意向調査の結果、市町村に委託する森林に対する境界の確定等を実施し、市町村による森林整備の実施、もしくは、意欲と能力のある林業経営者による森林整備の実施となります。

続きまして、2ページ目をお願いします。

2ページはその図となっております。

続きまして、3ページをお願いします。

3ページは、今回須賀利地区での意向調査の対象となる人工林となっております。

以上です。

○内山水産農林課長 予算書の14、15ページをごらんください。

5款農林水産業費、4項水産業費、3目漁港管理費につきましては、補正前の額391万1,000円に対しまして73万1,000円を増額し464万2,000円とするものであります。財源内訳は、一般財源73万1,000円を増額でございます。内訳は、12節役務費73万1,000円で、これは不動産鑑定に係る手数料でございます。

今回の補正予算は、古江漁港の取水している海洋深層水が有効活用できるように漁港施設用地の利用の変更によるものでございます。古江の漁港施設用地は、国の補助金を活用して整備した用地でございます。現在では、地方公共団体や漁協、漁連の利用に限られております。このことから、民間事業者の参入が困難な状況であり海洋深層水の有効活用ができないことから、補助用地を市が所有する単独用地と等価交換を行うことで補助という規制を解除するものであり、その等価交換の手続の際に不動産鑑定が必要となってきます。

補助用地から単独用地に変更されることで民間事業者が参入できるようになり、海洋深層水の新たな利活用が期待できるため、これをきっかけに本地域の活性化や水産業の振興を図っていきたいと考えております。

それで、また、今年度から、民間事業者が補助の入っている漁港施設用地の目的外使用による占用などができるようになると聞いております。現在考えている等価交換の方法とあわせて、目的外使用の占用等についても検討していきたいと思っております。

詳細につきましては、基盤整備係長の内山が説明させていただきます。

○内山水産農林課係長 それでは、漁港管理費の不動産鑑定手数料について説明いたします。

行政常任委員会資料の資料2をごらんください。

こちらは、古江漁港の平面図になっております。手数料が必要である目的は、海洋深層水の水産分野への利活用のため、補助用地である古江漁港施設用地の制限を解消することで民間事業者の参入を進めたいと考えているためであります。対象となる用地は補助用地であるため、地方公共団体や漁協、漁連の利用に限られております。そこで、補助用地と市単独用地の等価交換を行うことで補助用地での制限を解消したいと考えており、その手続のために不動産鑑定手数料が必要となることから、こちらの手数を計上いたしました。

以上です。

○内山水産農林課長 補足します。

地図上の赤いマークの部分、養殖用作業施設用地、この部分が今回の対象の用地となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 それでは、水産農林課に係る議案第40号の説明は終わりましたので、御質疑ある方、御発言願います。

○三鬼（和）委員 森林環境譲与税なんですけど、ここで資料の1ページありますね。この中で、使途に森林環境譲与税の市町村における使途については、民有林を対象として行う森林整備や公共建築の木造・木質化による木材利用の促進等に関する費用となっておりますということは、例えば、本年と来年、市役所の耐震化があるじゃないですか。これのときに、例えば壁とかそういうのに木質化するとかしたときにも、これはもうことしからでも使えるんですか、この金額の範囲で。

○内山水産農林課長 今回、予算書の10、11ページをごらんください。

基金積立金ということで、森林環境譲与で基金積立金1,262万1,000円というのを上げてございます。今年度、それから、来年度、大体よう似た額になると思うんですけども、この部分について、本庁舎の木質化のほうへ使っていきたいというふうには考えております。

○三鬼（和）委員 じゃ、今回いただけるというのは、計画に入れていかれるということですね。最初から同じように説明していただくとよかったのになと思うんですけど。

○内山水産農林課長 申しわけありません。そういうふうな計画でございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○仲委員 関連もあるんですけど、その民有林を対象にしていた森林整備と、公共建築物の促進利用、対象としては、割合という年度内、年度の割合というのは、あります。

○内山水産農林課長 割合というのはございません。ただ、森林整備は主というふうな考えでもっていくということは、国、県からの指導でございます。

○仲委員 そうすると、令和元年が3年まで1,338万を全額公共建築物の木造に使えるということですね。

○内山水産農林課長 今年度、73万円ほどは、今回……。

(発言する者あり)

○内山水産農林課長 来年度の部分ですか。ただ、全額というのはやめてほしいというふうな指導でございます。森林整備とあわせて公共建築物の利用というふうなことでの利用になると思います。

○仲委員 今、前段の話やったんです。実は、村田委員さんの質疑でもありましたけど、意向調査は別段よろしいと思うんですけど、2ページのほうの、1点は、尾鷲市が経営管理を委託された場合は、再度林業経営者に経営管理を委託すると、一つですね。それで、林業経営に適さない森林は市が森林を管理するとなっていますね。1点は、林業経営者が委託を受ける可能性があるかどうか。もう一点は、市が森林管理をした場合、どういう管理をされるのか、お答えください。

○内山水産農林課長 まず、意欲ある林業経営体への委託というふうな部分も考える必要があるんですけども、ただ、その管理をしていただくに対して、経営的に困難な場合というのが生じてくる可能性もありますので、そのときには、受けない可能性、出てきます。そうなった場合には市が管理するようなことになります。市が管理するようになった場合には、環境譲与税を活用して、間伐などの森林整備を行っていくというふうなことになると思います。

○仲委員 最後にします。

民間が経営上で問題点があるのに、市が受けたらもっとありますよね、実際は。そういう問題点と、もう一つは、森林組合は、経営管理は委託できるかどうか、そこだけお答えください。

○千種水産農林課主幹兼係長 意欲のある林業事業体については、三重県のほうで審査をしてという形になっています。今のところ、そういう。ですので、森林組合が、その審査を通れば、それに認められればできるという形です。

○内山水産農林課長 市が管理する場合には、森林組合の委託というふうな形をとると思います。

○三鬼(和)委員 関連してなんですけど、管理するじゃないですか、何年も先のことなんやけど、もうこれは、民間の山林を全て税金で管理してあげるわけじゃないですかね。後に、これを伐採したときに、そういったときの本人とか持ち主とか、市が管理してきたというのは、こういうのは初めから取り決めを決めるんですか。それとも、そのときになってからまた新たにするんですか。基本的には個人の山ですから、例えば利益が出たら、そこへ全部行くのかって。それだと、全部税金でまかなったやつをそうなるというのも、それはいかがなものかなと思うんですけど

ど、いかがですか。

○内山水産農林課長　　まず、所有者から市のほうに委託を受けます。それで、所有者の方と協議をする中で、どのような管理をしていくのかというのを決めていきます。それで、環境譲与税を100%活用して森林整備をして、それでもし利用間伐で、利用間伐の際に収益が上がったとしても、これは森林所有者のところへ行きません。これは、環境譲与税の基金のほうへ積み立てるような形になります。

○奥田委員　　ごめんなさい、確認。もう一回確認させてほしいんですけど、森林環境譲与税1,338万円、今年度国からの交付があって、75万9,000円が須賀利地区の、これは調査に使うと。残り1,262万1,000円は基金に積むということですね。私、きょう、財政課に、この基金は、今年度どうなんですか、今年度は使わないと、計画がまだないという話がありました。これが、僕は森林整備だけなのかなと思ったら、これも資料1にもありまして、先ほど三鬼和昭委員が言われて、僕、びっくりしたんですけど、公共建築物の木材利用に使えるということですね。それで、庁舎のものにも使えるのかと、今、質問があったら、そう考えているという話でしたよね。だったら、そういう話というのは、もっと早くしてもらったほうがよかったんじゃないかなと。耐震の話、ずっとしてきて、幾らかかるんやとか、壁1枚直すお金が入っていないんやとか話もある中で、こういうもので使えるのであれば使えるという話がなぜしてくれないのかなと。今、聞いたら答えて。そんなの最初から、僕が気に入らないのは、きょう、財政課でも申し上げたように、こういう新しい税があるんだったら、市民に周知する上でも、6月議会の定例会始まる前に、本来なら行政常任委員会に僕は報告してほしかったなと思うんやけれども、今みたいな話も出てくると、余計そんな感じを受けてしょうがないんですけど。本当に議会軽視って、ごめんね、という言葉を使いたくなるんですけど、どうしてもね。そう隠さなくてもいいじゃないですか、言ってくださいよ、もっと情報開示というか。庁舎の耐震で使えるんですよというような話があって、これまであってしかりじゃなかったんですか。いや、びっくりしたんですよ、僕、今。

(発言する者あり)

○奥田委員　　そうですか。質問した三鬼和昭委員もびっくりしたと今言っていますけど。どうなんですか。じゃ、今年度使わずにためておくんですか、これは。庁舎の耐震のときに使うということなんですか。全部は使えないという話でしたけど、そういうふうなお考えなんですか、基金である程度積んで。

○内山水産農林課長　　そのとおりです。

○三鬼（孝）委員長　奥田委員、その辺のところ、総務課の審査がありますから、その辺のところ、指摘していただいたら結構かと。

○奥田委員　そのとおりですって簡単に言われると、あれ、そんな話だったのかという感じがしますけど。ちょっと僕は納得いかないですね。まだ総務の審査があるので総務でまたお聞きしますけどね。

資料2もいいですか。資料2だけ、行っていいですか。

（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　不動産鑑定手数料が上がっていますよね、古江の。アクアステーションの隣のところの土地ですか。これが補助用地と市単独用地との等価交換を行うという話。これについてもいきなり予算化で出てくるんですね、こんな大きな問題を。もっと、いつからこういうふうな議会軽視が始まったのかなと思うんですけど。本当に加藤市長になってからひどいですよね、こういうのが。予算にぽんと上げてくる。

保育園の売買もそうじゃないですか。今考えていますと3月に言っておきながら、もう6月議会、もう予算ですからね、予算化ですからね、計画も示さずに。これももうちょっと計画を示していただくべきじゃないですかね、というような気もせんでもないんやけど。

これで、お聞きしたいのは2点あるんですけど、一つは、もう一つは、等価交換する場所というのは大体もう決めているのかということが1点。

もう一つは、先日、村田委員の質疑の中で規制緩和の話がありましたけど、規制緩和と、そういうことも考えながら、市長が急げと言うもんだから早くやるんですという課長の答弁がありましたけど、その辺のところの絡みというのはどういうふうに考えて。もう一回教えてもらえませんか。

○内山水産農林課長　市所有の単独用地につきましては、それぞれいろんな漁港、曾根もあれば行野もあればというふうにあります。そういうふうな中で、まだ、こういう、これが予算が通って、等価交換で手続が進むことになれば、その地域住民の方には丁寧な説明をしていきたいと思っております。

それから、規制緩和につきましては、今年度に入りましてから、県のほうから、こういうふうな規制緩和も国のほうからされましたよというふうな説明もございまして、それと、今回、これとあわせて、今、並行して進めている状況でございます。

○奥田委員　ごめんね、最後に。

そうすると、規制緩和も並行してということですけど、今、そのどこかってお聞

きしたら、曾根とか行野と言われましたけど、その辺のところの詰めというのは大丈夫なんですね。もう予算は上がってきています。決まったら後からという、地元の方との話を詰めていくという話でしたけど、でも、曾根は曾根でまた考えていると思いますし、行野は行野で考えている分って当然ありますよね。その辺、僕、これうまくいけばそれはいいと思うんですけど、地元の方の合意というもの、大丈夫なのかなということ、そこは大丈夫なんですね。

○内山水産農林課長　　まず、漁協、支所、事業所と漁協の方にも説明しております。それから、地元の方にも説明はしておりますので、また、これからほんまに正式に動き出したときは、再度また丁寧な説明を行っていきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○小川委員　　以前、楠委員でしたか、所有者不明の土地ということで、山林のこととか、九州一つ分ぐらいでしたか、所有者不明の山林とか土地があるということ。

尾鷲市の場合、山林の不明がないのか。もしあった場合に、市町、市町村が委託を受けることができるのか、その管理することができるのかどうかというのは。国のほうで問題になっていましたけど、それはどうなっているんでしょうか。森林環境税のもの、使えるのかどうか。

○千種水産農林課主幹兼係長　　林地台帳というのがありまして、そちらのほうで精査をして進めています。ですので、それをもとにして探していくという、そういう形で考えています。

○小川委員　　まだ所有者不明の土地、山があるかないかというのは、今のところはまだ調べていかんとわからんということですね。

○千種水産農林課主幹兼係長　　今、随時調べている最中です。

○小川委員　　所有者不明の土地というか、土地じゃなしに山があった場合に、市町の管理、委託というのは、その所有者おらんとところで受けられるのかどうか。国のほうで問題になって、そこが問題になっていたと思うけど、その点、どうなんでしょうか。

○内山水産農林課長　　所有者が不明、今、リストアップのほうをしておるんですけども、所有者が不明になったときには、意向調査でその方の意向を聞き取ることができないもので、多分市としての管理はできないと思います。

○小川委員　　それやったら、森林整備ということ、所有者がわからなできやんということ。多分できたと思うんですけど。できないんですか。

- 内山水産農林課長　　その方の意向が聞き取れないということで。
- ただ、その方の、要は、相続、親族の方というふうにずっと追われていく必要はあると思いますけれども。
- 小川委員　　連絡がとれんとかわからんときは、10年ぐらい、10年やったですか、できるんやなかったですか。それで、その所有者が出てきた場合に、もう一回話し合いをするって、そういうあれじゃなかったですか。
- 千種水産農林課主幹兼係長　　特例というか、所有者不明森林に係る特命というのがありまして、そのマニュアルがあるんですけども、それに基づいてという形になりますね。
- 三鬼（孝）委員長　　小川委員、よろしい。
- 小川委員　　いいです。
- 三鬼（孝）委員長　　他に。
- 野田委員　　課長のほうから森林環境譲与税の令和15年までの見込みというのを出示してもらっていますもので、これについて質疑のときにも僕、確認したんですけども、計画という、どのような形ですという部分は、令和15年までになっていますけれども、ある程度、中長期的な計画って、どういうものに使っていきまよって、民有林のことですけれども、市がどのような形で委託というか、情報交換、民有林の所有者と共有してやっていくという計画というのはどうなんですか。
- 内山水産農林課長　　今年度に入りまして、現在、国、県から、勉強会なり報告会というのが開催されておりますので、そこで、私らもそういうふうなのを受けて、県の指導を仰ぎながら、今、現在、指針のほうを作成しておりますので、その指針を政策つくって、その林営指針に基づいて進めていきたいというふうに思っております。
- 野田委員　　資料の1ページのところで、使途のところで公共の建築物の木造・木質化による木材利用の促進等に関する費用というのがあります。こういうことを僕、書かれていたのが初めて見ましたもので、要は、こういうことも可能であるならば、きちっとした公共のこういうところへ使うという契約もあるのであれば、きちっとした形を市民の方にも説明、基金ですから説明していくということも重要かと思えますけれども、いかがですか。
- 内山水産農林課長　　申しわけありません。今回、この場において、水産農林課のほうでそのような説明をさせていただきました。
- 野田委員　　もう一点は事業の概要についてですが、森林環境譲与税を活用した

森林所有者への意向調査について詳細をお願いします。業務量もふえるのでは。

○内山水産農林課長　これにつきましても、今回いろんな回答をさせていただいたんですけれども、現在、県のほうでも今年度より三重森林経営管理支援センターを設置されております。それで、森林環境税を活用しまして、市町が行う条件不利地の間伐、森林整備の円滑な実施を促進するために必要な知識と技術を備えた技術者を配置されております。そういうふうな方が相談対応とか巡回指導など、市町を支援をしてくれることになっておりますので、そういうふうな方に指導を仰ぎたいと。

それで、また、本市におきましても、委員さんが言われるように業務量が増大となってくると想定されると思います。そういうふうなことから、体制づくりを進めていく中で、県の支援と連携をしながら、現在、地域の森林や林業に関して知識、経験を有している地域林政アドバイザーなどの派遣等に向けて協議を重ねていきたいというところがございます。

○野田委員　最後に。

みえ森林・林業アカデミーというのがもう開校になっているんですけれども、尾鷲市中心の中で、それに参加された、開校に参加されています。何人ぐらい方、開校に参加していますか、今。

○千種水産農林課主幹兼係長　市役所からも市有林係からも1人参加しています。

○野田委員　今後、そういう底辺を広げていくという部分で、1人ではどうにもならないと思いますもので、今後計画的にそういうところに行って専門知識を上げていくということの計画はどうか。関係団体の方もいますけれども。

○千種水産農林課主幹兼係長　あと、選択講座とかもありまして、それに応じて市役所からも参加しておりますし、また、市内の製材業の方も参加しております。

○奥田委員　1点だけ教えてください。

森林環境譲与税、財政のときに聞いたんですけど、令和6年から徴収が始まるということで均等割で取るんだと思うんですけど、そのとき、森林環境税という形で取るのかな。

それで、今、県のほうで森林環境税、いわゆる森と緑の県民税がありますけど、これはどう。国から……。今、県から取っていますけど、国が取るようになると。こうなってきたときの、その両方の税というのは、どうなるんですか。そこだけ教えてください。

○内山水産農林課長　まず、森林環境譲与税と県民税との使い分けということで

すよね。具体的には、森林整備につきましては、譲与税を活用して市町が取り組んでいきます。

また、みえ森と緑の県民税を活用しましては、県と市町が役割分担をしまして、土石流の被害を軽減する森林整備や治山ダムに堆積した土砂、流木の撤去、人家裏の危険木の撤去に取り組み、木材利用については、森林環境譲与税で、市町が公共建築等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用促進をしていきます。

また、普及啓発につきましては、県民税のほうで森林環境教育、木育などに取り組んで、双方の税を有効活用していきたいと思っております。

○奥田委員　　そうすると、森と緑の県民税、今、均等割で払っていますけど、令和6年からは、また森林環境税になるのかな、森林環境譲与税が。税負担が、市民の方の税負担はふえるという認識でいいんですよね。

○内山水産農林課長　　ふえると思います。

○奥田委員　　ですから、そういうことがあるので、確かにあと5年後かもしれないけれども、森林環境譲与税というのが、5年間はいいいけれども、令和6年から徴収が始まるわけですから、周知、市民の方に周知という意味で、僕は、もっと6月定例会が始まる前にきちっとした説明を一度はしてほしかったという僕の思いがあるんですけどね。今後、そういうことをきちっと周知して行ってくださいね。お願いしますよ。

○内山水産農林課長　　えらいどうもおくれて申しわけありません。また市民の方には、広報とかホームページ等での周知はやっていきたいと思っておりますので、済みません。

○三鬼（孝）委員長　　他にございますか。

○村田委員　　この前、質疑の中で聞き忘れたのか聞いたのかどうかわからんけれども、規制緩和、それと等価交換と二つ、両方進めておりますということですが、規制緩和のあれは、めどというか、目途というか、どの、いつごろそのあれができるお考えがあるんですか。

○内山水産農林課長　　議会のほうでもお答えさせて。秋口から年内までには、はっきり決着をつけたいと思っております。

○村田委員　　年内。

○内山水産農林課長　　はい。

○村田委員　　年内で決着がつくんですね。規制緩和、なるんですか。

○内山水産農林課長　　それを目指しております。

- 村田委員　　ですから、その先行きの見通しはどうなんですか。
- 内山水産農林課長　　そういうふうにできるように、今、努力を努めております。済みません、御理解をお願いします。
- 村田委員　　じゃ、できるんですね。
- 内山水産農林課長　　頑張ります。
- 村田委員　　それ、頑張っていたくのはもう大変ありがたいんですけど、そうなると、年内にそうなるでしょう。すると、今、等価交換の用地を不動産鑑定する予算を上げたんでしょう。当然、もう今回でもし承認をされたら、7月、8月ごろに不動産鑑定がするということになりますよね。それから、できれば等価交換ということになるんですね。すると、7、8、9月か10月ごろ。あなたの言われる規制緩和、秋ごろまで決着をつけたいと。もし、それで決着がついたら、その金が余分な金ということになりますよね。要らん金になりますよね。そこがちょっとわかりづらいんですよ。
- 内山水産農林課長　　済みません、わかります。手続上、不動産鑑定は必要になってきます、確かに等価交換になったときには。ただ、今、私ら、今、県を通じて国のほうに、どちらの方法で認可を受けられるのかというのは、ずっと問い合わせをしております。その返事がもらえ次第、規制緩和で行けるならば、もう不動産鑑定料は使わずに、そっちの方向で行きたいと考えております、現在。
- 村田委員　　私、予算を反対するとかそういうのじゃないんですよ。秋口に、もしだめだということなら、これはこれで先手を打ってやられたということで私はいいなと思うんですけども、もし秋口に、じゃ、そうしてくださいと言って国ほうから認可がおりたら、73万1,000円というのは、どうなるんやろうなという感じするんですね。ですから、常々私は、これはもう等価交換でも何でも、ここ、使えるようにせえと言うておるから余り言えんのですけれども、秋口になるのであれば、今、予算認めてやるのも、そんなに大差ないんですよ。ですから、できたら秋口なら秋口で、もっと早く結果が出るようにして、だめだったらこれを使うということにしてもいいんじゃないかな。早くしてほしいのは、私は、いつも、たった今でも、等価交換せえという、そんなむちゃなことを言っているものですから、これに相反することを言うような感じなんですけど、ただ、予算で見ると、予算だけで見ると、そういう考えというのは出てくるんですね。ですから、その辺を担当はどう判断をされたのかということだけ。もうこれ以上聞きませんから、あなたのお答えください。

○内山水産農林課長　確かに、委員さん言われるとおり、私らも規制緩和と、それと、規制を解除したいというふうな思いの中で、なるべく早い段階で、もうじきに海洋深層水有効活用できるような方向で持っていきたいということで、今回、この6月の補正予算に鑑定手数料を計上させていただきました。

それで、今回、新たな規制緩和というふうなのが出てきましたので、それで、今、二つの両輪で話を進めているというところがございますので、これがはっきりと国のほうでどちらで行くというふうなのが指導が出てきましたら、また報告のほうさせていただきますいなと思っております。

○三鬼（孝）委員長　課長、その辺のところはよろしく願いますね、委員会へ。

○村田委員　そのときでもあれですか、不動産鑑定、やらないあかんのですか、そんなことないんでしょう。だから、それを進めているから、1カ月、2カ月だったら待ってもいいんじゃないかなという気がせんでもないんですよ。そこなんです。

○内山水産農林課長　秋口というのは、私のほんまに努力の思いでこういうふうの説明させていただきました。時期的なもの。

ただ、これを上げんことには全然話は進みません。等価交換をやっていくに対して、不動産鑑定というのはどないしても必要ですので、手続上。だって、これを上げんことには次のステップが踏めません。ということで、今回、6月の補正予算に上げさせていただいたことは御理解願いたいと。

○村田委員　ちょっと理解しにくいですな。片一方では、国の、規制緩和をしていただいたら何にも関係なしにできるんでしょう、片一方では、でしょう。だから、次の段階へ進むという問題じゃないんですよ、規制緩和だったら。だから、この辺はどうなのかなと私は思うんですけれども。どうしても、私がぎゃーぎゃーぎゃーぎゃー言うから、どうしても早くしたんだよというなら申しわけないなという感じありますので、73万ですけれども、たかが73万ですけれども、73万というのは、また、ほかの水産で使えるんじゃないかなと思いますので、その辺、どうなんでしょう。

○内山水産農林課長　済みません、私としても、これを何とかやっていきたいということで今回上げさせてもらったのは御理解していただきたいと思います。

その中で、両方のやり方を選択していく必要も出てきたというのも御理解していただきたいと思います。そういうふうな中で、今後、国のほうで方針というのを指導していただければ、その方向でやっていきたいと。もしかしたら、通常どおり、

これまでのとおり、規制緩和じゃなしに等価交換やりなさいよと言われる可能性もございますので、そこら辺は御理解していただきたいと思います。

○村田委員　　じゃ、最後。

ということは、どっちにしても、用地をもったいないから使わなあかんと、深層水の活用のために、利活用のために。そのためには、国の規制緩和も、予算をつけてから規制緩和という話が出たんじゃないんでしょう。初めから規制緩和ってあったわけでしょう。ですから、2本立てで行こうとしているんですけども、例えば、予算を通ったら、すぐに不動産鑑定をやるんじゃないかと、秋口に出るなら、それは、規制緩和になるかどうか、結果を見て、だめだったら、予算を認めておるんだから、すぐに不動産鑑定するという手だてをしたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

○内山水産農林課長　　委員さん言われるとおり、無駄にならないように有効活用できるような使い方をさせていただきたいと思います。そういうふうにやりますので。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

○楠委員　　また、くどい話になるんですけど、基本的に、不動産鑑定手数料入れる前に、ここに記載する前に、目的と対象用地についても新たな事業の参入を進めたい。また、補助用地ですから簡単な売却もできない。裏を返せば、事業の参入をするのであれば、計画をちゃんと立てなきゃいけない。用地の売却もできないんだったら、これを手続しないと売れない。じゃ、売る意思もあるのか。その辺の確認をしたいんですけど。

○内山水産農林課長　　あくまでも補助用地、それから、市の行政財産、売ることにはできません。

○楠委員　　そうですよね。補助用地であっても行政財産だから、市になっても行政財産で、簡単に普通財産にしない限りは売れないと。ということは、今言ったように、海洋深層水事業で使いたいのであれば、どういうふうに具体的に使いたいのか、その辺の計画が見えていないと、というところが大事じゃないですか、鑑定する前に。

○内山水産農林課長　　まず、規制緩和を、規制緩和というか、事業を水産庁にも話を持っていくときに、今、楠委員が言われたように、どのような計画であるのかというふうな部分も知りたいというふうなことを言われました。

また、私らとしては、ここの漁港施設の利用計画上、養殖業作業施設用地という

ふうなことの目的になっておりますので、そこで深層水を活用した陸上養殖ができるというふうなことは前提になっております。

○楠委員 それはわかるんですよ、養殖事業とかいろいろ。だけど、具体的にどういう戦略でこの土地を活用していくのかというのがないと、ただ、養殖をやりたいとか何かやりたいなら、どこでもやっていますから。だから、要するに、行政がやるなら、なおさら浸透化した計画を持って、土地を活用したいので国との調整をしたいということがないと、ただ養殖とかなんかの事業に使いたいだけだったら、誰でも絵が描けるんじゃないですか。

○村田委員 これに関連して、関連して、これに関連して。課長あれでしょう。あそこで深層水を使って、利活用して養殖をやりたいという意味のある業者も来たんでしょ。来たから、あなたは、そういう面でも早くやらなあかんということ、計画よりも、実際にそういう業者も来ていたんでしょ。深層水をかけ流して養殖をやりたいんだという人もあったんでしょ。

○内山水産農林課長 以前、いろいろとそういうふうな話も聞いております。それで、できなかって撤退した業者も聞いております。

そういうふうなことで、私らとしても、そういうふうな企業が今度逃がさないがためにも、こういうふうな部分を規制を解除していきたいというふうな部分でございます。

それと、また、企業につきましては、公の土地ですので公募の形をとるような形のような手段をとりたいと思っていますので、そうなったときには、楠委員が言われるような、どういうふうな規模、どういうふうな目的、どういうふうなものかというのはわかってくると思います。

○楠委員 最初からそういうふうに言ってくれば、民間が入りたいんだと、ただ、今、制限がかかるから、どうのこうのという状態になっているわけですよ。だから、皆さんの説明を、きせるんですよ。真ん中の大事なことを話さないから、きせるで、まずは煙の出るところで、何それ、何それってなっちゃうの。ただ、最初から民間が入りたいんだったら、公共用地で補助事業の用地なんで使えないけど、これから市の土地だっていろんな会社も来ても使えるようにしたいというのであれば、やることについては、市の産業にもなるわけですから問題ないんですよ。だから、前段を説明しないで、いきなり不動産鑑定手数料。今度、私が手を挙げたら、何、分けてくれるんですかという話になるじゃないですか。だから、説明の仕方がもう全然だめな。わかっています。最初から、誰が何をしたいのでこう来たんだだけ

ど、できなかったもので、これから対応できるようにこういうふうにしていきたいと説明すれば、1回で済むんじゃないですか。

以上。

○三鬼（孝）委員長　　じゃ、今、指摘ありましたけど、課長、答弁。

○内山水産農林課長　　えらい説明の不足と、いろいろ前後したということ、申しわけございませんでした。

○奥田委員　　楠委員はわかったということなんですけど、僕は余計にわからなくなっただけです。過去にあそこに深層水を活用して陸上養殖したいという人がいたんだけど、法の縛りがあって、できない人がいましたと。今後そういう人が出てきた場合、逃がさないために措置が必要なんだということですよ。

でも、さっきの冒頭の話から聞いておると、もう急がなあかんのですよ。一日も早く。2カ月、3カ月が待てないですよみたいな話をずっとしていたじゃないですか。していませんでした。待てるんだったら、別に規制緩和した、それ規制緩和の動きがあるなら、73万1,000円だって無駄になるわけですからね。それに規制緩和の動きを見て、その後できなかったらつけたらいい話で、今つける必要なんかないわけで。いや、急がなあかんのです、今、やらないかんのですというふうな話をしていますよね。していましたよね。していたのに、今になって、過去にそういう話があったので、今後そういうのを逃がさないように、ためにつて、じゃ、そんなに急いでいないんじゃないですか。2カ月、3カ月ぐらい、その規制緩和の動きを見て間に合う、間に合うじゃないですか。僕も言っている意味が全然わからないんです。

○内山水産農林課長　　スピード感を持って。まず、市長がよく言われるようにスピード感を持ってさっとやりなさいよというふうな部分で。

（「意味がわからん」と呼ぶ者あり）

○内山水産農林課長　　これがもっと後でもよかったのか、だんだんだんだん、手続がだんだんおくれていきます。それじゃまた来年度でよいのか、再来年度でええんかというふうな部分になってきますので、なるべく早い時期にこういうふうなのを規制緩和して体制づくりをつくっていくのが大切だというふうなことを考えたものですから、今回上げさせていただきました。

○奥田委員　　今後のことをスピード感を持ってやる。それは当然だと思いますよ、それは素晴らしいことだと思いますね、課長。でも、規制緩和の動きがある中で、あるんでしょう、規制緩和の動きが。だったら、今、財政難ですから、73万1,

000円でも大きいじゃないですか。そうじゃないですか。今上げて、後で不執行なら取り消したらいいんですよみたいなよりも、予算として、これを分けたがために予算が削られているのもあるんじゃないですか、財政課で多分。同じぐらいの金額が削られていますよ、多分、いろんな補助金もカットされておって。思いませんか。

それと、等価交換なんて非常にややこしいじゃないですか。今、網がかかっているのを別のところに網をかけるわけでしょう。登記簿せないかんとかややこしい手続がある中で。規制緩和だったら規制緩和で、その土地が、そのまま緩和されて法の縛りが取れるわけですから簡単じゃないですか。別に、今の国との話を、県も絡みますけど、進めていけばいいんじゃないんですか。それでだめなら上げてきたらいい話じゃないんですかね。ようわからんですけどね。どうですか、課長。どうしても今回上げないかんといい予算なんですかね、これは。市長のほうが、どうしてもつけろという話やったと言うて質疑のとき言われていましたけど。

○内山水産農林課長　　今回、上げさせてください。

○三鬼（孝）委員長　　この件については、あしたの際、予算の執行の附帯決議をとるのかということがあると思いますので、その辺のところは御了解いただきたいと思います。

よろしいですか、これで。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで水産……。まだあるのかい。

○湯浅水産農林課係長　　先ほど奥田委員さんの質問で、森林環境税のほうが始まったら純然たる負担の増額になるのかという話があったんですけども、今、現在、森と緑の県民税と東日本大震災の分の税金がかかっております、既に。その東日本大震災の分が、これに平成36年度から置きかわるということで、増額と言えぱずっと増額が続くという話なんですけれども。東日本大震災の分へオンされるという話じゃなくて、それが引き継がれてこれに変わるという。

○奥田委員　　そうすると、今の均等割の中に森と緑の県民税の部分、1,000円やったかな、それと、復興特別税の分の均等割が1,000円やったかな、500円やったかな、があるんですけども、令和6年からは、県の森林環境税かその森と緑の県民税は残るんだけど、復興税の分は取れるけど、それにかわって、国の森林環境税が乗ってくるということ。そういうことですか。

○湯浅水産農林課係長　　そのとおりです。

○三鬼（孝）委員長　　これで、水産農林課の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

（休憩　午後　３時１８分）

（再開　午後　３時２７分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

　　商工観光に係る議案第４０号に説明を求めます。

○大和商工観光課長　　商工観光課です。よろしくお願いいたします。

　　議案第４０号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第２号）の議決についてのうち、当課に係るものについて御説明させていただきます。

　　歳入でございます。

　　補正予算書の８ページ、９ページをごらんください。

　　通知させていただきました。

　　内容説明に当たりましては、三鬼委員の質疑での説明と重複する部分があることを御承知ください。

　　それでは、１５款県支出金、２項県補助金、５目商工費県補助金、２節観光補助金の補正額１００万円の追加についてであります。これは、三重県の地域活性化支援事業に、熊野古道世界遺産登録１５周年おもてなし事業として計画を申請し承認されたものでございます。申請内容としましては、熊野古道世界遺産登録１５周年を契機に市内の古道を地域資源として再認識すること、また、さらなる活用や後世に伝えるためにおもてなしの精神で１５周年を盛り上げていくことを目的としております。補助事業の概要としましては、地域集落の抱える課題を解決するための取り組みや地域活性化の取り組みとなっており、その中で、スタートアップ、ステップアップ、地域間連携などが選定のポイントとなっており、今回の申請内容がこれらの対象事業要件に合致したことにより承認されたものとあると判断しております。

　　また、補助金の対象事業につきましては、既決予算の熊野古道活用事業のうち、新たな取り組みとしてタクシー運転手等を対象とした熊野古道おもてなし研修会資料の印刷製本費が２万円、３日間のコースを追加する、おわせ海・山ツーデウォークの委託料１８０万円、それから、おわせふるさとガイド運営委託料の一部２４万９,０００円の申請額合計が２０６万９,０００円に対し、約２分の１の１００万円が承認され、補正予算書１４ページの歳出で一般財源に財源更正されるものでございます。

以上、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）につきましての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

ただいま、商工観光に係る議案40号の説明が終わりましたので、御質疑がありましたら御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

ないようでございますので、これで商工観光課の審査を終わります。御苦労さんでした。

（午後　3時30分　閉会）